第2期

阿南市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年(2020年)3月

阿南市

はじめに

『第２期阿南市子ども・子育て支援事業計画』は、平成 27 年４月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」により策定された第１期計画を継承し、令和２年度から令和６年度の５カ年を計画期間とする阿南市の子育て支援施策に関する事業計画として策定したものです。

本市の子育て支援施策につきましては、平成 17 年に策定した「次世代育成支援行動計画」、平成 27 年に策定した「阿南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民の皆さまや関係団体等のご理解並びにご協力を賜りながら、子育てに関する不安の解消や経済的な負担の軽減に取り組んでまいりました。

令和元年 10 月からは、国の施策として「幼児教育・保育の無償化」がはじまり、さらに、本年４月から高等教育の無償化、ひとり親家庭等の自立支援の一層の推進等も予定されるなど、子ども並びに子育て家庭を取り巻く環境の変化は著しく、社会全体で不安感や負担感の軽減に努め、互いに支え合うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、第２期阿南市子ども・子育て支援事業計画では、前計画の基本理念である『★子どもとともに輝く阿南★』を継承し、本市の子ども・子育て支援施策の方向性として新たに４つの基本目標を定めました。子育て環境の充実なくして阿南市の明るい未来を描くことはできません。未来の宝である子どもが輝く未来を見据えて切れ目ない支援を行い、すべての子どもが健やかに成長できるよう「全国に誇れる子育て環境」の整備に向けた取組を展開してまいりますので、市民の皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました阿南市子ども・子育て会議委員の皆さま、アンケート調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました市民の皆さま、ヒアリング等にご協力いただきました子育て関係事業所・団体の皆さま並びに関係各位に心から感謝いたします。

令和２年３月

阿南市長　**表　原　立　磨**

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１．計画策定の背景と趣旨 1
２．計画の位置づけと期間 2
３．計画の策定体制 3

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く状況 4
１．阿南市の現状 4
２．子ども・子育て支援に関する市民の意識 17
３．子育て関係事業所・団体調査のまとめ 26
４．子ども・子育て支援施策の取組状況と今後の課題 30

第３章　計画の基本的な考え方 38
１．基本理念 38
２．計画の基本目標と体系 39

第４章　施策の展開 41
１．すべての子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくり 41
２．子どもを安心して生み育てられる環境づくり 49
３．子どもの健やかな成長を支援する地域づくり 53
４．子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり 57

第５章　教育・保育の内容と供給体制 62
１．子ども・子育て支援新制度における事業の体系 62
２．教育・保育提供区域の設定 63
３．量の見込みの推計について 64
４．教育・保育の量の見込みと提供体制 65
５．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 68
６．教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 86
７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 87

第６章　計画の推進に向けて 88
１．計画の推進体制 88
２．計画の進行管理 89

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の背景と趣旨

出生率の長期的な低下や少子化の進行により、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連３法」が平成24年に成立しました。これら３法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法が改正され、令和７年３月31日までの10年間延長されました。

本市では、平成27年３月に、平成27年度から31年度までを期間とする「阿南市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、また、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

第１期計画が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、子ども・子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第２期阿南市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

２．計画の位置づけと期間

（１）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」の内容を包含し、本市におけるおおむね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「第５次阿南市総合計画（しあわせ阿南２０２０）」や、「第２期阿南市地域福祉計画」「阿南市障害者基本計画・阿南市障害福祉計画」をはじめとする健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定するものです。

子ども・子育て支援施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育・保育、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、安全確保などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。また、その方向性を指し示す「子ども・子育て支援事業計画」は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割を持っています。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に資するものです。

※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）

平成 27 年９月に国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な 169 のターゲットがある。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、ＮＧＯ、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

（２）計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

また、社会情勢の変化の中で、本計画が効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

	平成 27 年度～令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
阿南市子ども・子育て支援事業計画	第１期計画	第２期計画				

３．計画の策定体制

阿南市の子ども・子育て支援のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を計画に反映させることを目的として、市民や関係機関・団体の代表などで構成する「阿南市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て会議における議論を中心に計画の策定を行いました。

また、計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生のいる世帯を対象に、子育ての状況と意識、各種サービスの利用状況や今後の利用意向、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、アンケート形式のニーズ調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

さらに、阿南市保健福祉部こども課を中心に、国や徳島県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で検討及び協議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映しています。

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く状況

１．阿南市の現状

（１）阿南市の概況

本市は、徳島県東部の中央海岸線に位置し、東は紀伊水道、南は太平洋に臨み、北は小松島市、勝浦町に接し、西は四国山系の東端に連なる山地と沖積平野からなっています。市域の６割を占める山地は比較的緩やかで、県内第２の河川である那賀川が平野部を潤し、紀伊水道に注いでいます。

昭和29年から33年にかけて12町村による合併、編入が行われました。平成18年３月には、那賀川町、羽ノ浦町を編入し、現在の市域が形成されました。

古くから城下町であった富岡町周辺には中心市街地が、また、阿波３港の一つとして栄えてきた橘港を擁する橘町には、副都心的市街地がそれぞれ形成されています。

さらに臨海部は、古代から漁業の根拠地でしたが、今日では工業開発の拠点として、 また海洋レクリエーション地帯として脚光を浴びるようになっています。

（２）人口の動向

① 年齢３区分人口の推移と今後の推計

本市の平成31年４月１日時点の人口総数は73,133人で、平成27年以降、一貫して減少しています。年齢３区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（０～14歳）は減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

今後の推計においては、引き続き生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（０～14歳）が減少し、令和６年の総人口は、69,012人となることが見込まれます。

なお、高齢者人口（65歳以上）は今後も増加していくことが予想されるものの、令和３年をピークに減少に転じることが見込まれています。

■ 年齢３区分人口の推移と今後の推計

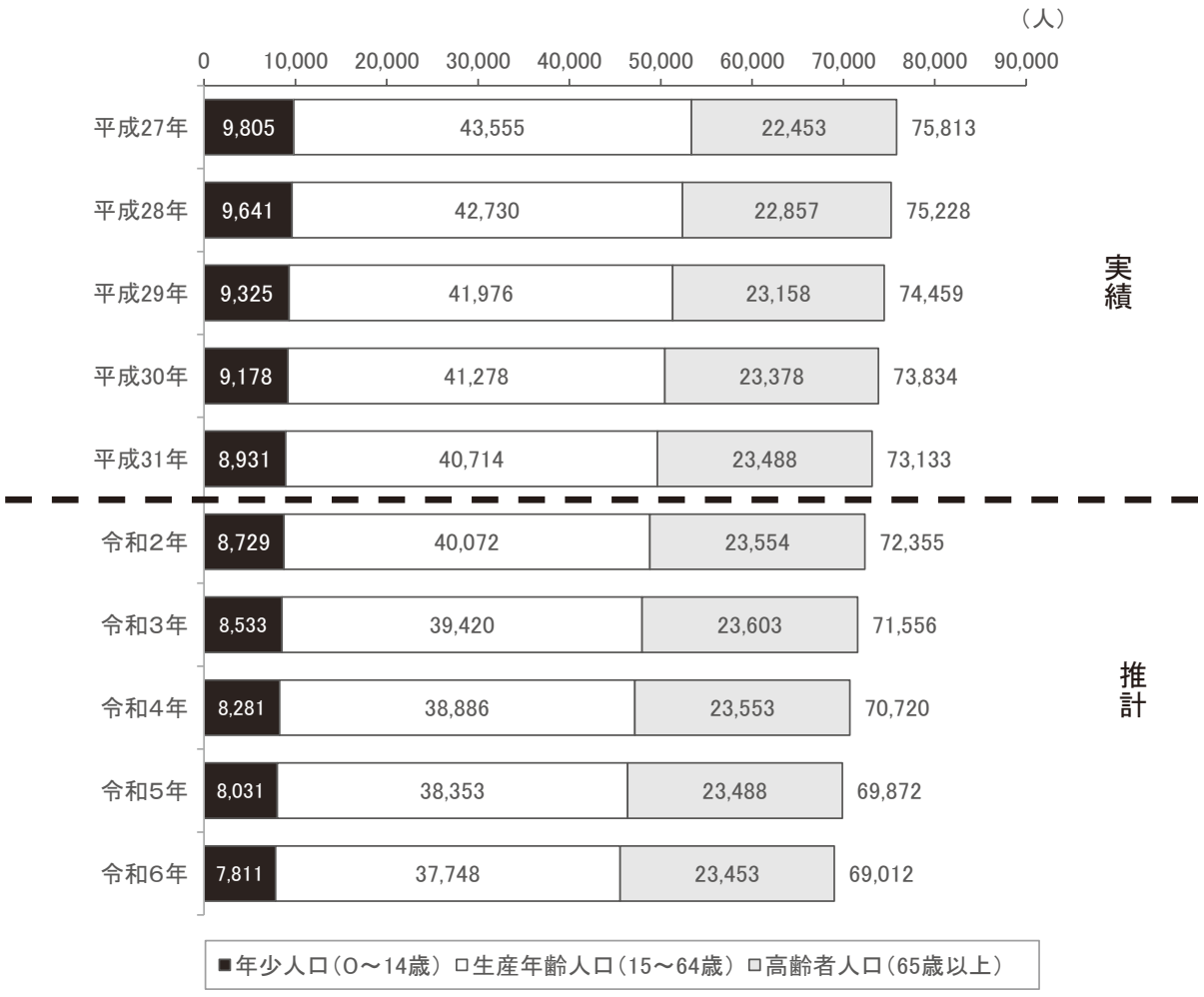

資料：平成27年～平成31年：阿南市住民基本台帳（各年４月１日）
令和２年～令和６年：阿南市住民基本台帳（各年４月１日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

② 子どもの人口（18歳未満人口）の推移と今後の推計

子どもの人口（18歳未満人口）をみると、平成31年４月１日時点では11,130人と、平成27年と比較して968人減少しています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、令和６年以降は、１万人を下回って推移していくことが予想されます。

■ 子どもの人口（18 歳未満人口）の推移と今後の推計

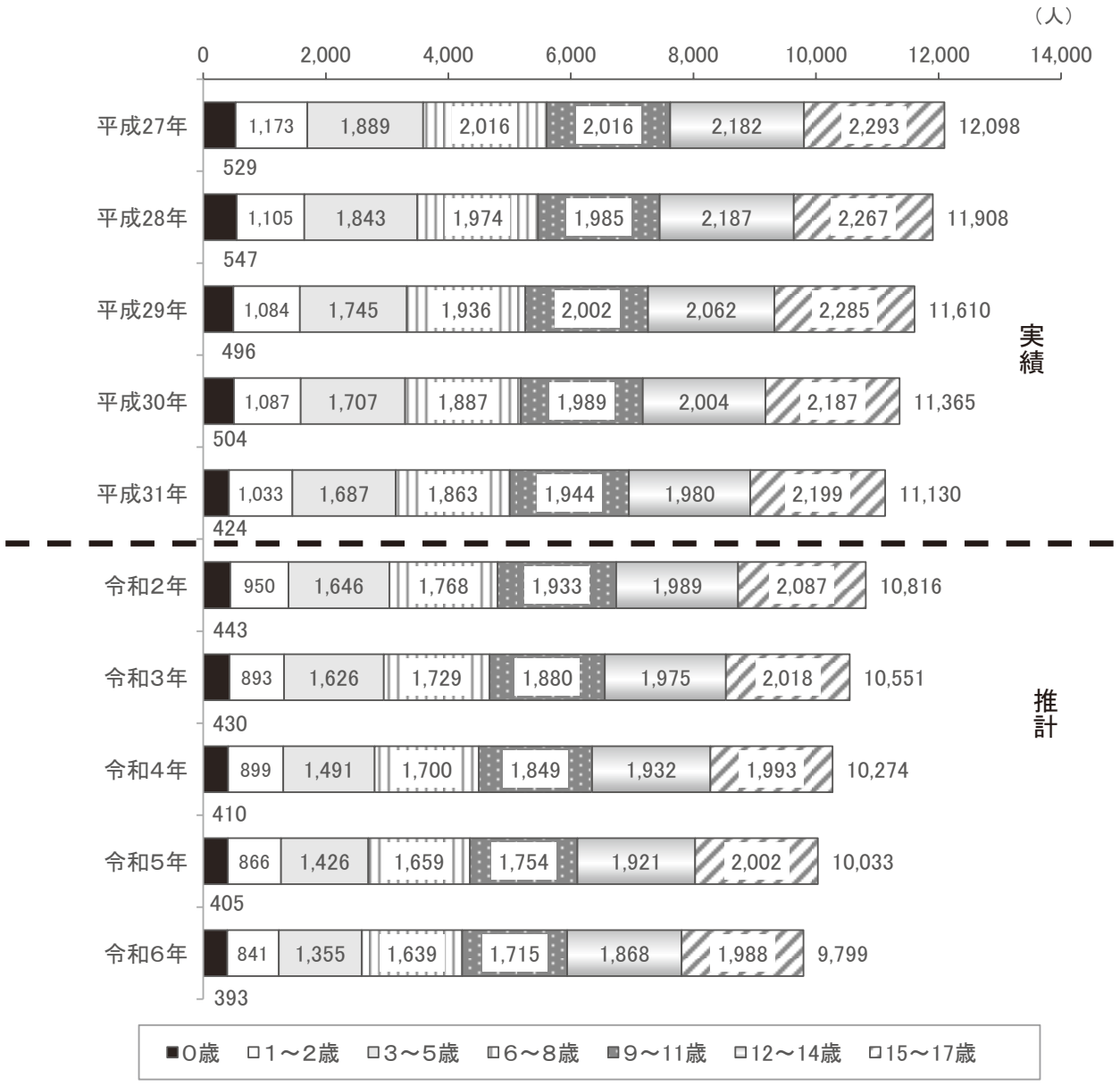

資料：平成27年～平成31年：阿南市住民基本台帳（各年４月１日）
令和２年～令和６年：阿南市住民基本台帳（各年４月１日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

（３）世帯の状況

① 一般世帯数、１世帯当たり人員の推移

国勢調査をみると、一般世帯数（世帯総数のうち、施設等の世帯を除いた世帯）は増加している一方、１世帯当たり人員は一貫して減少しています。

また、市内の三世代世帯数は、平成12年に5,076世帯となっていましたが、平成27年には2,827世帯と、市内の一般世帯数の10.4%にまで減少しています。

■ 一般世帯数、１世帯当たり人員の推移

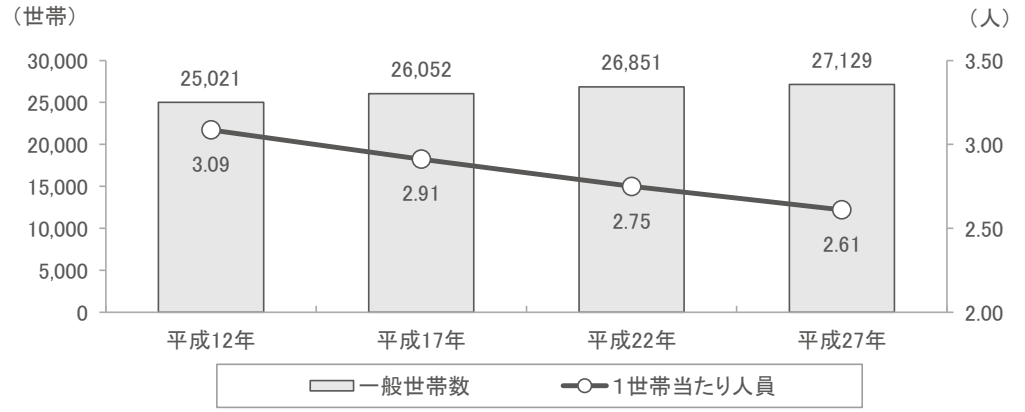

資料：国勢調査（各年10月１日）から算出

■ 三世代世帯数及び一般世帯に占める割合の推移

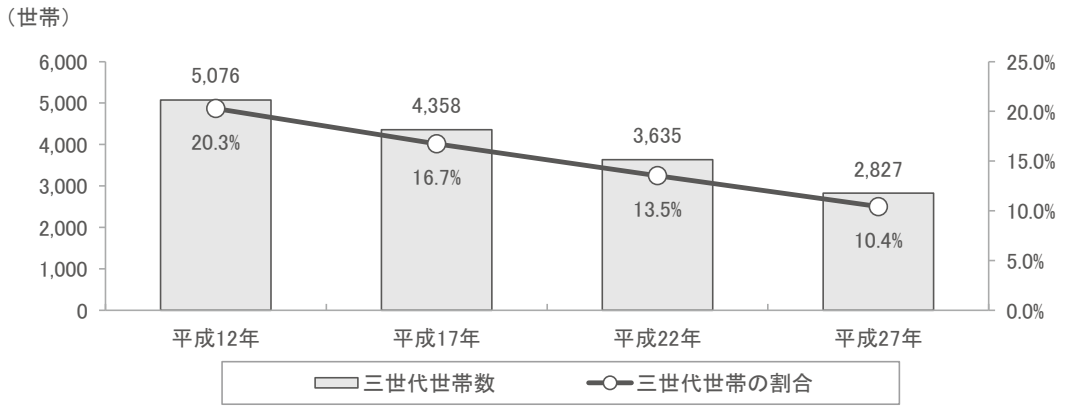

資料：国勢調査（各年10月１日）から算出

② 子どものいる世帯の状況

６歳未満世帯員のいる一般世帯数、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、ともに減少しています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、増加傾向で推移しており、６歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が７割を超えているなど、特にこの傾向が強くみられます。

■ 子どものいる一般世帯数及び一般世帯に占める割合の推移

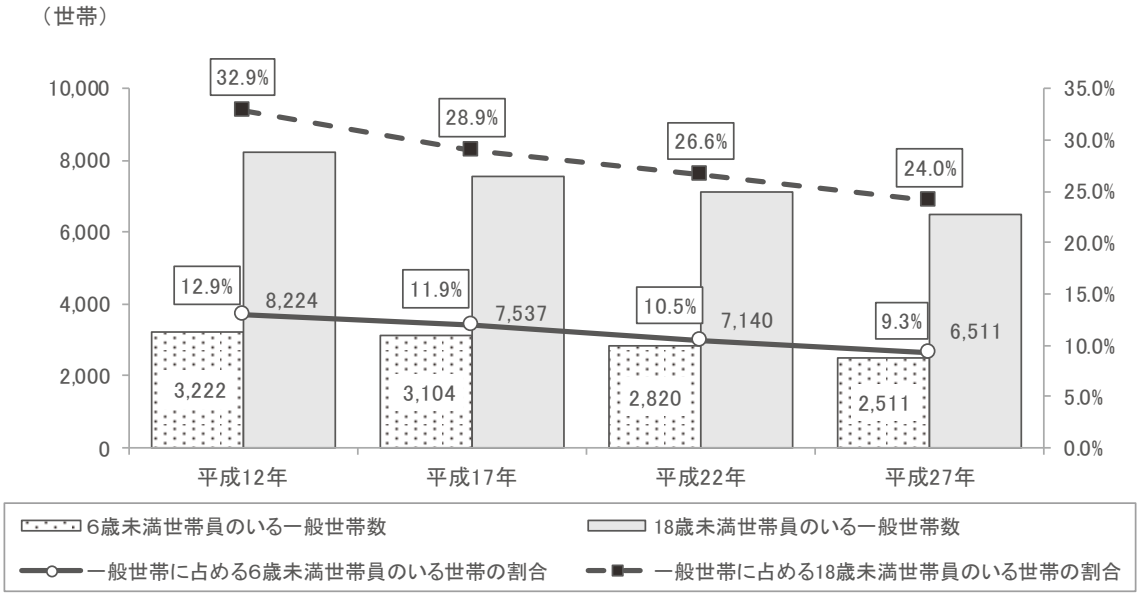

資料：世帯数：国勢調査（各年10月１日）から算出

■ 一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移

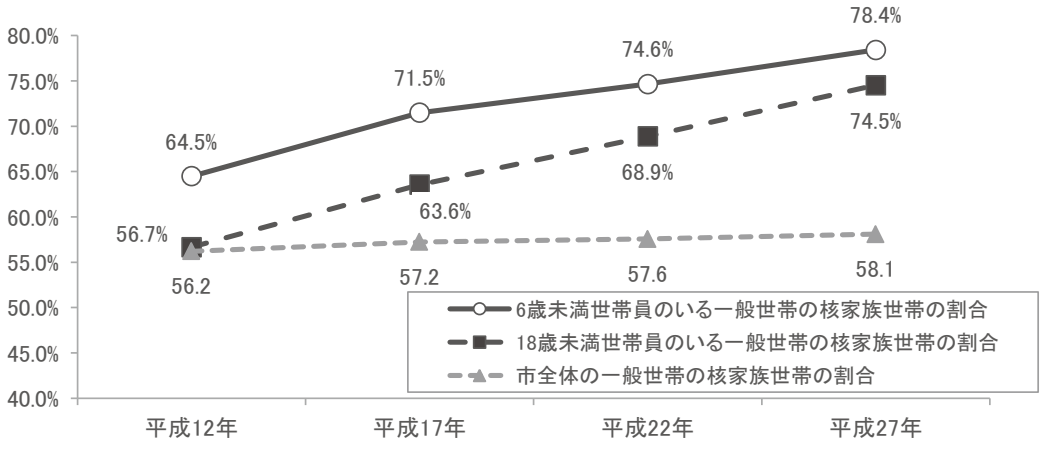

資料：世帯数：国勢調査（各年10月１日）から算出

③ ひとり親世帯の推移

母子世帯数は、平成12年から平成17年にかけて大きく増加しましたが、平成17年以降は減少に転じています。

また、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合の推移をみると、平成12年は徳島県及び全国より低くなっていましたが、平成17年以降、徳島県及び全国より高い水準で推移しています。

■ 母子世帯数・父子世帯数の推移

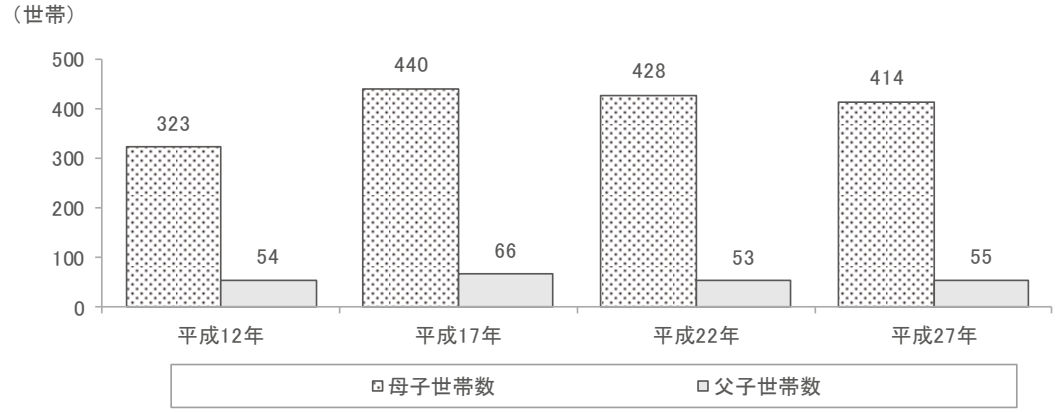

（注）他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月１日）

■ 一般世帯に占めるひとり親世帯の割合の推移

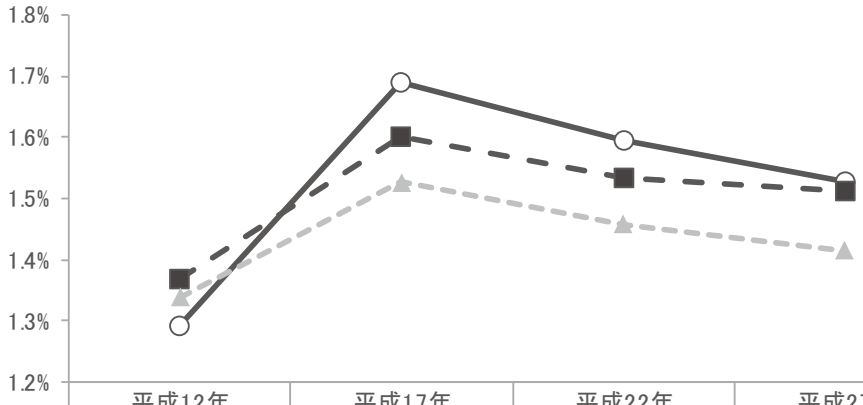

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
阿南市	1.3%	1.7%	1.6%	1.5%
徳島県	1.4%	1.6%	1.5%	1.5%
全国	1.3%	1.5%	1.5%	1.4%

（注）他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月１日）から算出

（４）出生の状況

１年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移をみると、平成29年までは年間500人以上の出生数となっていましたが、平成30年は500人を下回っています。

なお、女性１人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率（平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計）は1.57で、全国（1.38）や徳島県（1.41）と比べて高い水準で推移しています。

■ 出生数の推移

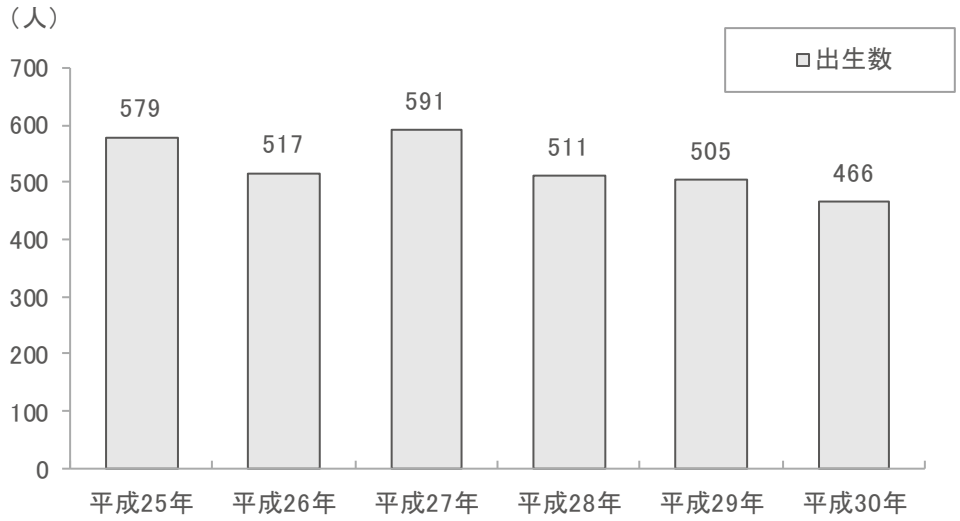

資料：徳島県人口移動調査年報

■ 合計特殊出生率

	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
阿南市	1.58	1.51	1.57
旧羽ノ浦町	1.50	―	―
旧那賀川町	1.62	―	―
徳島県	―	1.33	1.41
全　国	1.36	1.31	1.38

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

（５）就労の状況

① 産業別（大分類）就業者

生産年齢人口の減少に伴い就業者総数も減少傾向で推移しています。産業別就業者数の割合をみると、第１次・第２次産業は減少傾向若しくは横ばいで推移し、第３次産業が増加しています。

■ 産業（大分類）別就業者割合

（単位：人、%）

区分	総数	第１次産業		第２次産業		第３次産業	
		就業者数	割合※	就業者数	割合※	就業者数	割合※
平成 12 年	37, 968	4, 430	11. 7%	13, 038	34. 3%	20, 500	54. 0%
平成 17 年	36, 143	4, 006	11. 1%	11, 201	31. 0%	20, 936	57. 9%
平成 22 年	32, 062	3, 156	9. 8%	9, 719	30. 3%	19, 187	59. 8%
平成 27 年	32, 625	3, 213	9. 8%	9, 902	30. 4%	19, 510	59. 8%

※ 産業別就業者総数に占める産業別就業者数の割合

資料：国勢調査（10月１日）から算出

② 女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるＭ字カーブといわれる状況は、平成17年には顕著に表れていたものの、徐々にカーブが緩くなっています。

■ 女性の年齢階層別就業率の推移

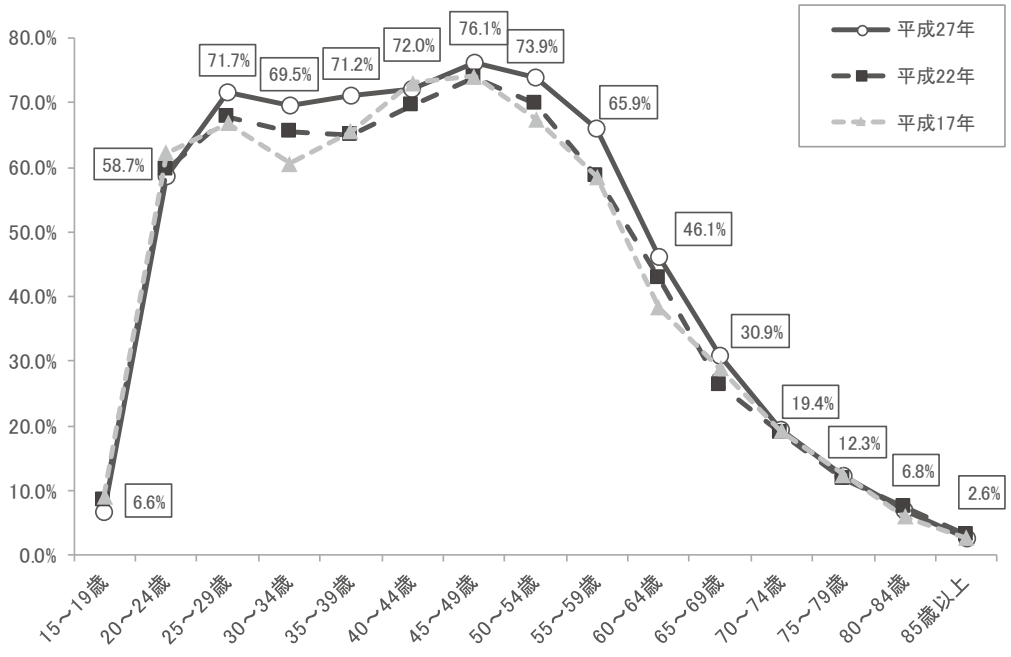

（注）グラフ中のデータは平成27年のみ掲載

資料：国勢調査（各年10月１日）から算出

（６）教育・保育施設の設置状況、利用状況等

① 幼稚園の設置状況、利用状況

令和元年度において本市に設置されている幼稚園は、公立６箇所、私立２箇所の、計８箇所となっています。認定こども園への移行等に伴い、幼稚園数、在籍児童数とも減少しています。

■ 幼稚園の設置数・定員数・在籍児童数の推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	公立	箇所	8	8	8	8	6
	私立	箇所	3	3	3	2	2
	計	箇所	11	11	11	10	8
定員数		人	1,312	1,312	1,297	1,177	1,049
在籍児童数		人	580	573	547	417	370
充足率		%	44.2	43.7	42.2	35.4	35.3

資料：阿南市教育委員会（各年度５月１日）

② 保育所の設置状況、利用状況

令和元年度において本市に設置されている保育所は、公立17箇所、私立６箇所の、計23箇所となっています。幼稚園と同様、認定こども園への移行等に伴い、保育所数は減少傾向で推移しており、在籍児童数も減少しています。

■ 保育所の設置数・定員数・在籍児童数の推移

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	公立	箇所	20	20	17	18	17
	私立	箇所	6	6	6	6	6
	計	箇所	26	26	23	24	23
定員数		人	1,820	1,830	1,720	1,750	1,710
在籍児童数		人	1,581	1,580	1,370	1,328	1,266
充足率		%	86.9	86.3	79.5	79.1	74.0

資料：阿南市（各年度４月１日）

③ 認定こども園の設置状況、利用状況

認定こども園とは、保護者が働いている・いないにかかわらず、小学校に就学する前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域の子育て家庭を支援するため、育児相談等の事業を行います。

認定こども園への移行推進に伴い、設置箇所数を増やしており、令和元年度において本市に設置されている認定こども園は計６箇所で、在籍児童数も増加傾向で推移しています。

■ 認定こども園の設置数・定員数・在籍児童数の推移

			単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	幼保連携型（公立）		箇所	1	1	1	1	1
	幼稚園型（私立）		箇所	－	－	－	1	1
	保育所型（公立）		箇所	2	2	3	3	4
	計		箇所	3	3	4	5	6
幼保連携型	長時部（保育所部分）	定員数	人	70	70	70	70	70
		在籍児童数	人	70	58	66	58	58
	短時部（幼稚園部分）	定員数	人	20	20	20	20	20
		在籍児童数	人	6	4	3	4	5
幼稚園型	長時部（保育所部分）	定員数	人	－	－	－	30	30
		在籍児童数	人	－	－	－	10	17
	短時部（幼稚園部分）	定員数	人	－	－	－	120	120
		在籍児童数	人	－	－	－	92	99
保育所型	長時部（保育所部分）	定員数	人	390	390	520	520	579
		在籍児童数	人	300	301	421	410	460
	短時部（幼稚園部分）	定員数	人	30	30	50	50	70
		在籍児童数	人	12	9	17	17	22
計	長時部（保育所部分）	定員数	人	460	460	590	620	679
		在籍児童数	人	370	359	487	478	535
		充足率	%	80.4	78.0	82.5	77.1	78.8
	短時部（幼稚園部分）	定員数	人	50	50	70	190	210
		在籍児童数	人	18	13	20	113	126
		充足率	%	36.0	26.0	28.6	59.5	60.0

資料：阿南市（各年度４月１日）

④ 地域型保育事業の実施状況

「地域型保育事業」とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、認可保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、０歳から２歳児までの子どもを預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）です。

本市では、令和元年度から新たに小規模保育事業を１箇所で実施しており、計17人が利用しています。

⑤ 認可外保育施設、へき地保育所の状況

本市には、企業主導型の認可外保育施設と、へき地保育所がそれぞれ１箇所設置されています。

令和元年度において、認可外保育施設は30人、へき地保育所は４人利用しています。

⑥ 待機児童数の推移

保育ニーズの増加に対応するため、計画的に保育定員を拡大してきたことにより、国が定めた基準による本市の待機児童数は、平成27年まで０人から２人で推移してきましたが、保護者の就労意向の高まりなどに伴い、保育ニーズが急伸しており、令和元年10月１日時点の待機児童数は29人となっています。

■ 待機児童数の推移

区分	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
待機児童数	人	1	2	0	25	24	16	29

資料：阿南市（各年10月１日）

（７）就学児童・生徒の状況

① 小学校、中学校

令和元年度現在、市内には小学校22校、中学校11校が開設されています。児童・生徒数は、緩やかに減少しています。

■ 小学校児童数の推移

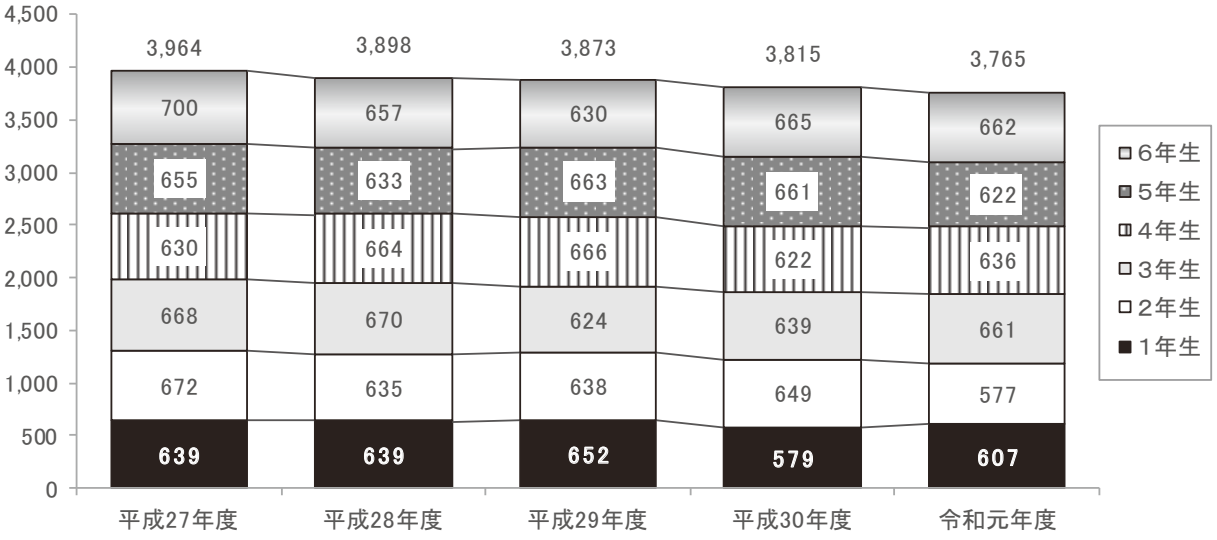

資料：阿南市教育委員会（各年度５月１日）

■ 中学校生徒数の推移

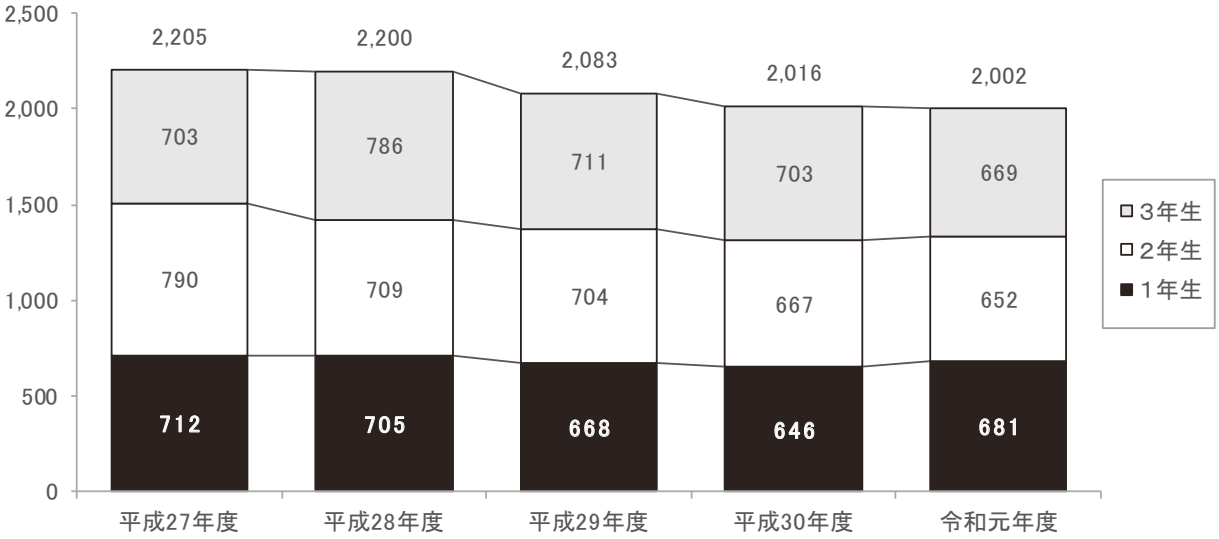

資料：阿南市教育委員会（各年度５月１日）

② 放課後児童クラブ、児童館

放課後児童クラブの登録者数は、年々増加しており、令和元年度は916人となっています。

市ではこれに対応するため、放課後児童クラブの開設を進めており、令和元年５月１日現在、29箇所で実施しています。

また、健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館を市内５箇所に設置しており、延べ利用者数は増加傾向で推移しています。

■ 放課後児童クラブの設置箇所数、登録者数の推移

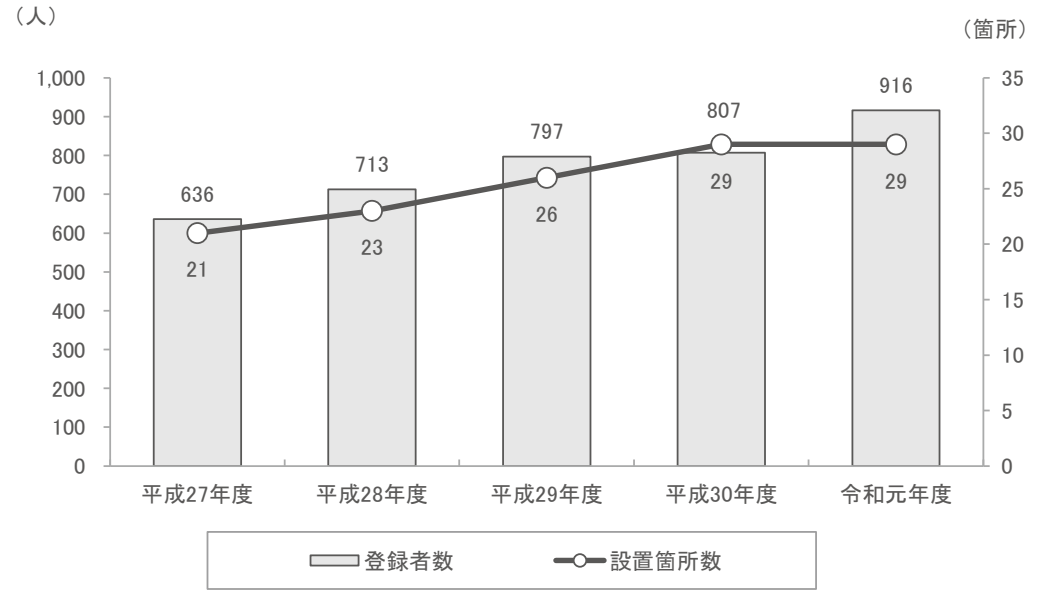

資料：阿南市（各年度５月１日）

■ 児童館の設置箇所数、延べ利用者数の推移

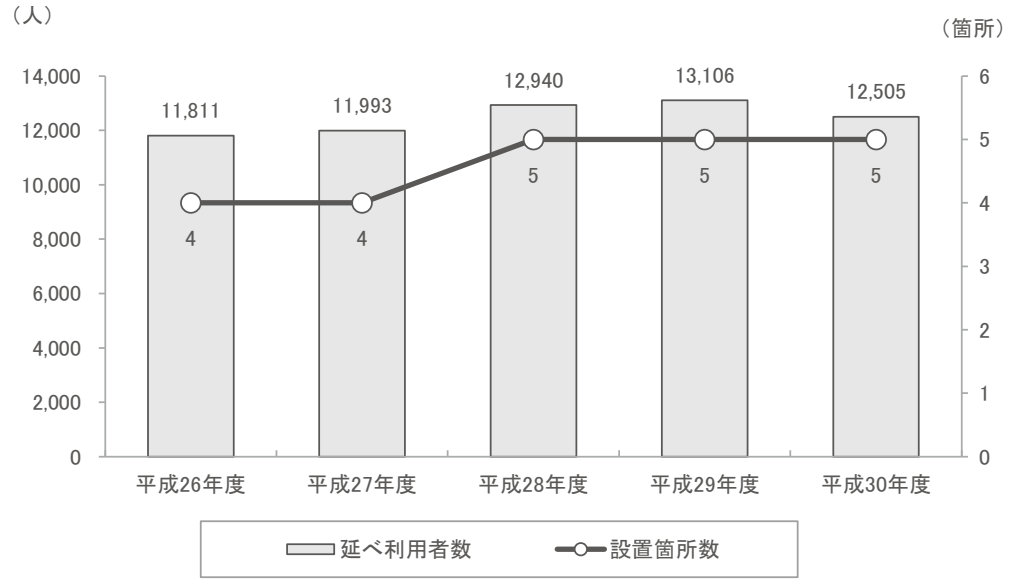

資料：阿南市（各年度３月末）

２．子ども・子育て支援に関する市民の意識

（１）アンケート調査の実施概要

① 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「阿南市子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に実施しました。

② 調査の方法、回収状況等

アンケート調査の方法や回収状況は次のとおりです。

■ 調査の実施概要

調査対象	阿南市に居住している小学校就学前の児童、小学校児童（保護者）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成31年１月

■ 調査票の回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	有効回収率
就学前児童保護者	1,700	994	58.5%
小学生保護者	800	503	62.9%

・回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
・就学前児童保護者への調査については「就学前児童」と、小学生保護者への調査については「小学生」と表記しています。

（２）主な集計結果

① 子どもと家族の状況

何かあったときに頼りにできる親戚・知人の有無については、就学前児童、小学生とも「30分以内で行き来できるところにいる」が７割以上を占めて最も多く、次いで「もっと時間がかかるが、頼りにできる人がいる」となっています。

なお、「誰もいない」は就学前児童で4.5%、小学生で6.2%となっています。

■ 何かあったときに頼りにできる親戚・知人の有無

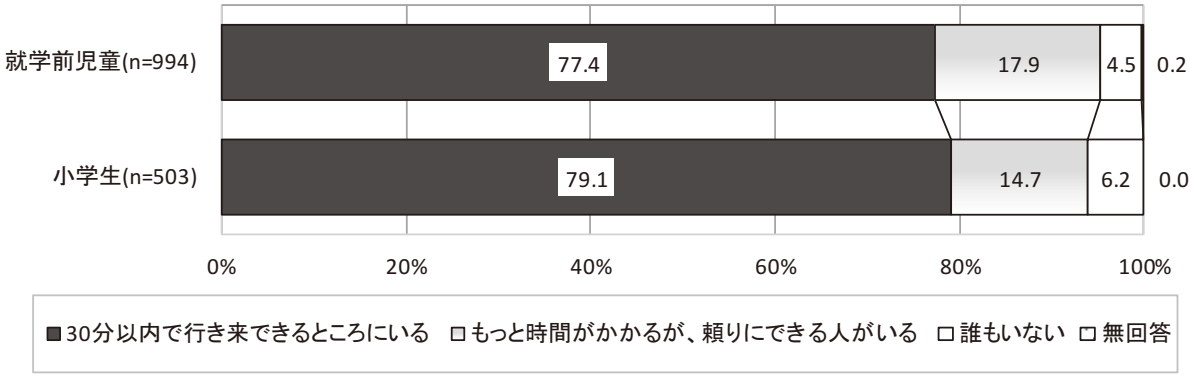

② 保護者の就労状況

就労している母親の割合（「フルタイムで働いている」と「パートタイム・アルバイト等で働いている」の合計）は、就学前児童保護者で７割台半ばとなっており、平成25年度に実施した前回調査（以下「前回調査」という。）時と比べると、母親の就労割合が増えていることがわかります。

また、小学生では、就労している母親の割合が約８割と就学前児童より高くなっており、子どもの進学に伴い就労する母親が増加している様子がうかがえます。

■ 母親の就労状況

項　　目	就学前児童			小学生		
	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
フルタイムで働いている	45.8	41.3	4.5	43.5	45.7	-2.2
パートタイム・アルバイト等で働いている	30.7	21.3	9.4	37.2	34.2	3.0
以前は働いていたが、現在は働いていない	21.4	33.1	-11.7	14.9	14.6	0.3
これまで働いたことはない	0.8	3.0	-2.2	1.2	2.7	-1.5
母親はいない		0.3			1.6	
無回答	0.2	0.8	-0.6	3.2	1.1	2.1
回答者数（ｎ数）	994	951		503	444	

③ 仕事と子育ての両立について

就学前児童で育児休業を取得している割合は、母親が46.3%、父親が1.8%と、父親のほとんどは育児休業を取得していない結果となっています。

■ 育児休業の取得状況

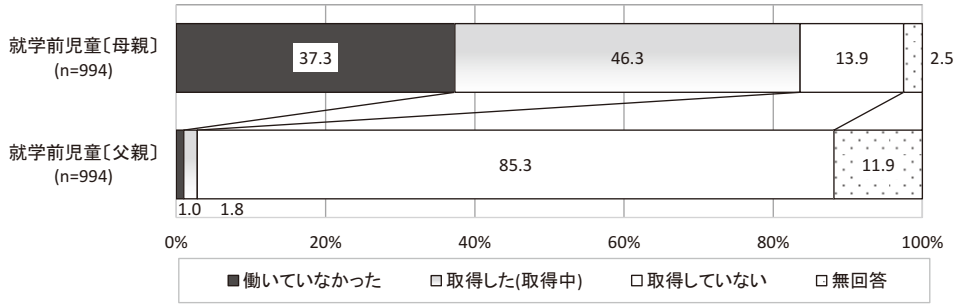

また、仕事と子育ての両立で大変だと感じることについては、「自分に代わって面倒をみる人がいない」「急な残業や出張が入ってしまう」「子どもと接する時間が少ない」をあげる人が多くなっており、多くの項目で就学前児童の方が小学生より多くなる傾向がみられます。

■ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること【複数回答】

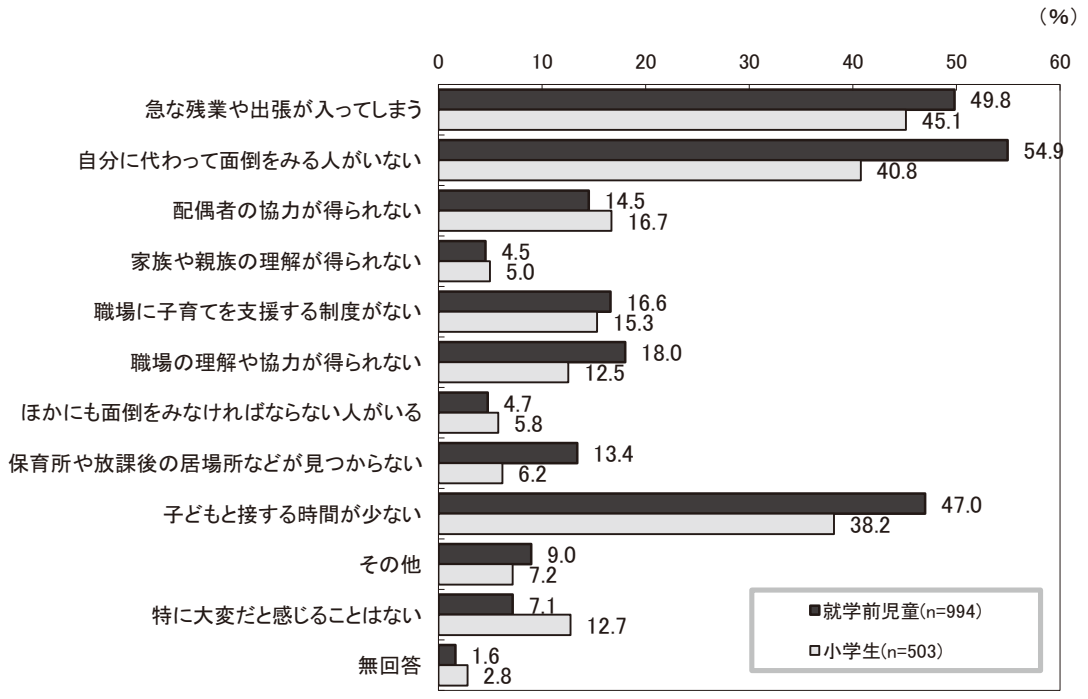

④ 平日の定期的な教育・保育施設の利用

平日の定期的な教育・保育施設の利用については、今後利用したい施設、現在利用している施設とも「認可保育所」が最も多くなっています。また、今後利用したい施設ではこのほかに「認定こども園」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が多くなっています。

■ 平日、定期的に利用したい施設と利用している施設【複数回答】

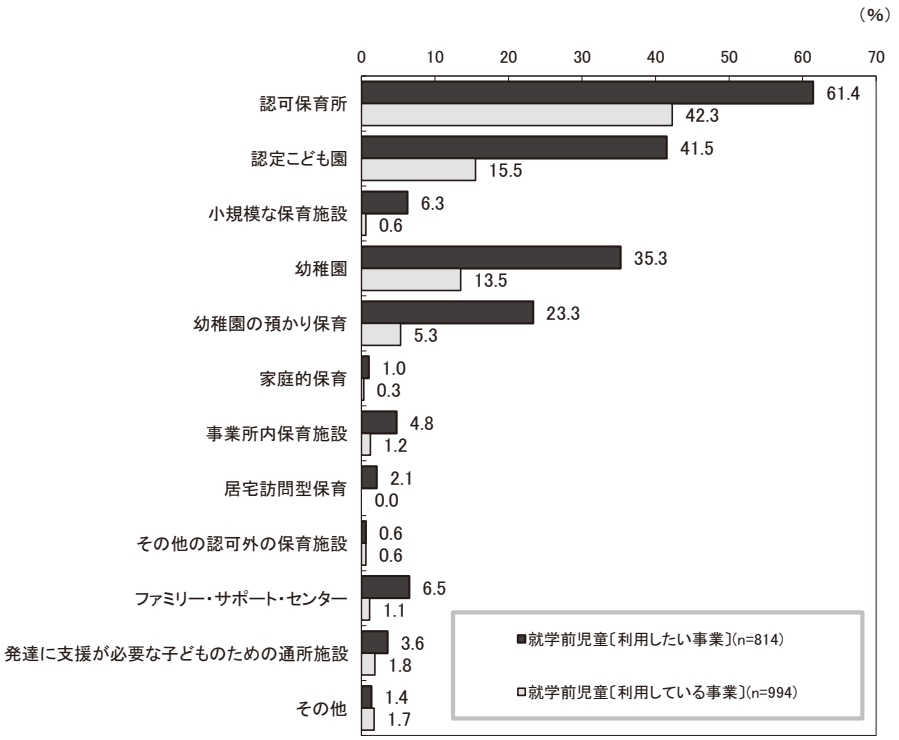

⑤ 地域子ども・子育て支援事業の利用

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、地域子育て支援センター、その他の事業とも「利用したいとは思わない」が５割以上を占めているものの、地域子育て支援センターについては「利用したい」も３割強となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向

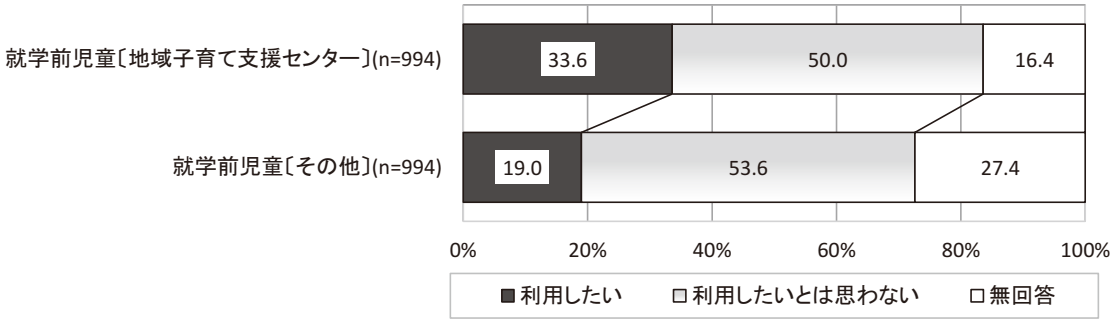

⑥ 病気の際の対応

この１年間に子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった場合の対処方法については、就学前児童、小学生とも「母親が休んだ」が最も多く、次いで「親族・友人・知人などにみてもらった」「父親が休んだ」が続いており、前回調査と比べると、就学前児童では「母親が休んだ」の割合が特に増加しています。

■ 病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった場合の対処方法【複数回答】

	就学前児童			小学生		
項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
母親が仕事を休んだ	78.2	59.4	18.8	67.4	58.1	9.3
父親が仕事を休んだ	30.1	23.4	6.7	19.2	13.6	5.6
親族･友人･知人などにみてもらった	44.6	47.6	-3.0	37.8	43.4	-5.6
病児･病後児保育施設を利用した	2.3	0.7	1.6	0.0	0.4	-0.4
ベビーシッターを利用した	0.0	0.3	-0.3	0.0	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センターを利用した	0.3			0.0		
子ども連れで仕事をした	1.2	3.0	-1.8	1.4	1.4	0.0
子どもだけで留守番させた	0.2	0.5	-0.3	9.6	11.1	-1.5
就労していない親が自宅でみた	11.3	19.9	-8.6	13.7	16.8	-3.1
その他	1.4	1.9	-0.5	1.6	4.3	-2.7
無回答	0.9	1.3	-0.4	0.3	0.0	0.3
n（回答者数）	655	594		365	279	

また、病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、就学前児童、小学生とも「そのようなことは思わなかった」が７割強～９割弱を占めているものの、就学前児童では“利用したかった”（「病気中の子どもの施設を利用したかった」と「病気回復期のための施設を利用したかった」の合計）も２割台半ばとなっており、一定数の利用意向がみられます。

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

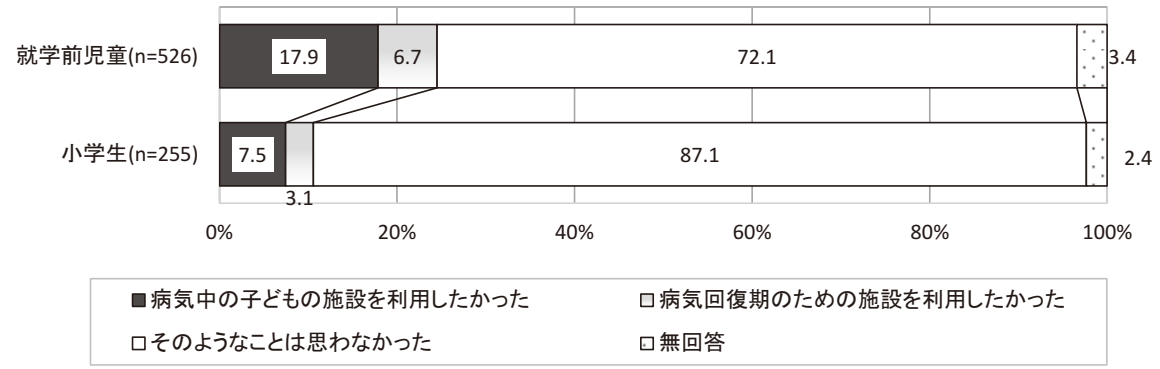

⑧ 不定期の教育・保育施設や宿泊を伴う一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労等での教育・保育施設の利用意向については、就学前児童では「利用希望はない」が６割台半ばを占めているものの、「事業を利用したい」も２割台半ばとなっています。

一方小学生では、「利用希望はない」が８割強を占めています。

■ 私用、通院、不定期就労等での教育・保育施設の利用意向

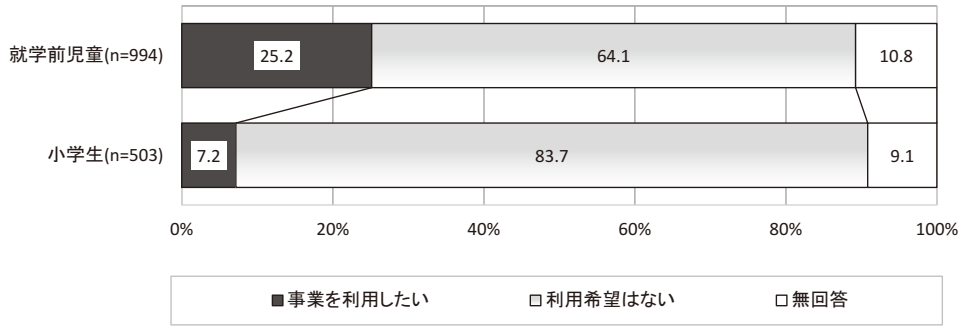

また、泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった保護者は、約１割から１割強となっています。

■ 泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことの有無

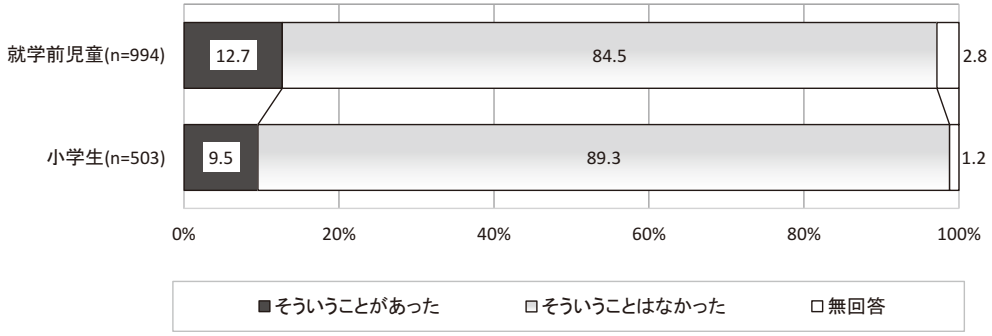

⑨ 子どもの放課後の過ごし方の希望

就学前児童の小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所については、小学校低学年のときは「自宅」と「放課後児童クラブ」が４割を超えて多くなっています。

小学校高学年のときでは「自宅」が最も多く、次いで「学習塾や習い事」と「学校や地域でのクラブ活動やスポーツ活動」が続いており、前回調査と比較すると、小学校低学年、小学校高学年のときとも「放課後児童クラブ」の割合が若干増加しています。

■ 放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童）【複数回答】

	小学校低学年のとき			小学校高学年のとき		
項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
自宅	47.7	52.6	-4.9	58.4	59.5	-1.1
祖父母などの親族宅や近所、友人・知人宅	28.3	42.2	-13.9	28.0	38.3	-10.3
学校や地域でのクラブ活動やスポーツ活動	17.2	29.9	-12.7	36.9	50.7	-13.8
学習塾や習い事	29.4	33.4	-4.0	37.3	49.6	-12.3
児童館	10.4	21.2	-10.8	13.3	20.2	-6.9
放課後児童クラブ	41.6	38.8	2.8	25.8	25.4	0.4
放課後子ども教室	10.0	7.7	2.3	5.7	8.0	-2.3
ファミリー・サポート・センター	1.1			0.4		
発達に支援が必要な子どものための通所施設	1.8	1.4	0.4	1.4	0.8	0.6
その他公民館や図書館など	0.7	0.6	0.1	0.7	0.9	-0.2
無回答	7.9	2.9	5.0	10.0	3.9	6.1
n（回答者数）	503	951		279	951	

また、小学生の放課後の時間を過ごしている・過ごさせたい場所については、小学校低学年、小学校高学年のときとも「自宅」が最も多く、次いで「学習塾や習い事」が続いています。

■ 放課後の時間を過ごしている・過ごさせたい場所（小学生）【複数回答】

	小学校低学年のとき			小学校高学年のとき		
項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
自宅	65.8	61.7	4.1	74.8	70.3	4.5
祖父母などの親族宅や近所、友人・知人宅	25.8	32.9	-7.1	25.6	31.3	-5.7
学校や地域でのクラブ活動やスポーツ活動	13.5	31.5	-18.0	27.4	47.3	-19.9
学習塾や習い事	27.8	27.3	0.5	39.4	42.3	-2.9
児童館	6.2	19.8	-13.6	6.2	17.6	-11.4
放課後児童クラブ	26.0	20.5	5.5	13.9	14.4	-0.5
放課後子ども教室	2.0	7.0	-5.0	3.0	7.2	-4.2
ファミリー・サポート・センター	0.6			0.8		
発達に支援が必要な子どものための通所施設	2.2	4.1	-1.9	2.4	2.9	-0.5
その他公民館や図書館など	2.0	0.7	1.3	2.6	0.2	2.4
無回答	2.8	7.9	-5.1	5.2	4.7	0.5
n（回答者数）	503	444		503	444	

なお、小学生における土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向については、土曜日では“利用したい（「ほぼ毎週」と「月に１～２回」の合計）”は約２割、「利用希望はない」が５割強となっています。

また、日曜日・祝日では「利用希望はない」が６割強を占めています。

■ 土曜日と日曜・祝日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）

	土曜日			日曜日・祝日		
項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
ほぼ毎週	4.7	13.2	-8.5	2.0	3.3	-1.3
月に1～2回	16.2	18.7	-2.5	4.7	8.8	-4.1
利用希望はない	52.0	37.4	14.6	63.5	53.8	9.7
無回答	27.0	30.8	-3.8	29.7	34.1	-4.4
n（回答者数）	148	91		148	91	

⑩ 子育てに関する意識や地域の環境

阿南市は子育てがしやすいところかどうか尋ねたところ、就学前児童では「どちらかというと子育てがしやすい」が最も多く、これに「とても子育てがしやすい」をあわせた“子育てがしやすい”は約８割となっています。

小学生でも同様に、「どちらかというと子育てがしやすい」が最も多く、「とても子育てがしやすい」をあわせた“子育てがしやすい”は８割弱となっています。

■ 市全体の子育て環境に対する評価

	就学前児童			小学生		
項　　目	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）	今回調査（%）	前回調査（%）	差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
とても子育てがしやすい	17.2	9.6	7.6	9.1	7.4	1.7
どちらかというと子育てがしやすい	63.1	59.4	3.7	68.8	61.7	7.1
あまり子育てがしやすくない	5.8	9.5	-3.7	5.6	8.3	-2.7
子育てがしやすくない	2.7	3.5	-0.8	2.8	4.5	-1.7
わからない	10.0	17.1	-7.1	11.7	16.7	-5.0
無回答	1.2	0.9	0.3	2.0	1.4	0.6
n（回答者数）	994	951		503	444	

子育てで不安や負担を感じると回答した人に、その理由について尋ねたところ、就学前児童では「仕事と子育ての両立が難しい」が最も多く、以下「子育てにかかる経済的負担が大きい」「犯罪や事故が増加していると感じる」「子どもの教育やいじめなどが心配」などが続いています。

小学生では「子育てにかかる経済的負担が大きい」が最も多く、以下「犯罪や事故が増加していると感じる」「子どもの教育やいじめなどが心配」「仕事と子育ての両立が難しい」などが続いており、順位に違いはあるものの、就学前児童と小学生でおおむね同様の傾向を示しています。

■ 子育てで不安や負担を感じる理由【複数回答】

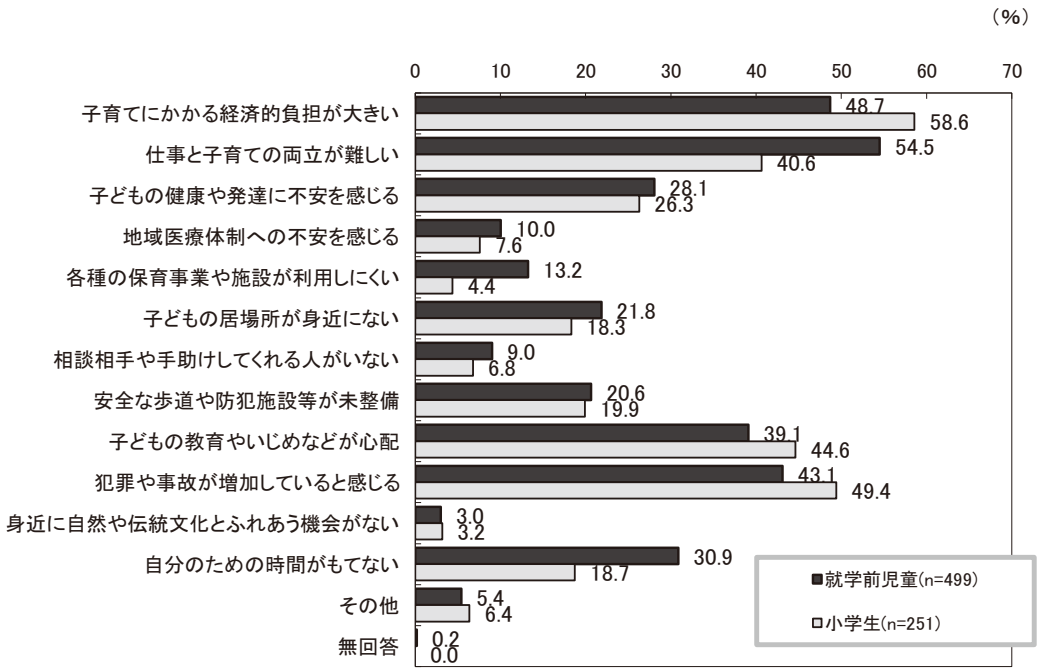

子育てをする上で一番望まれる支援策について尋ねたところ、就学前児童では「保育料の減免」が最も多く、次いで、「児童手当の増額」と「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」が多くなっています。

小学生では「児童手当の増額」が最も多く、次いで「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」と「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」が多くなっており、経済的な支援、仕事と子育ての両立支援、子どもの安全を守る環境整備といった施策を重要視していることがうかがえます。

■ 最も望まれる子育て支援策

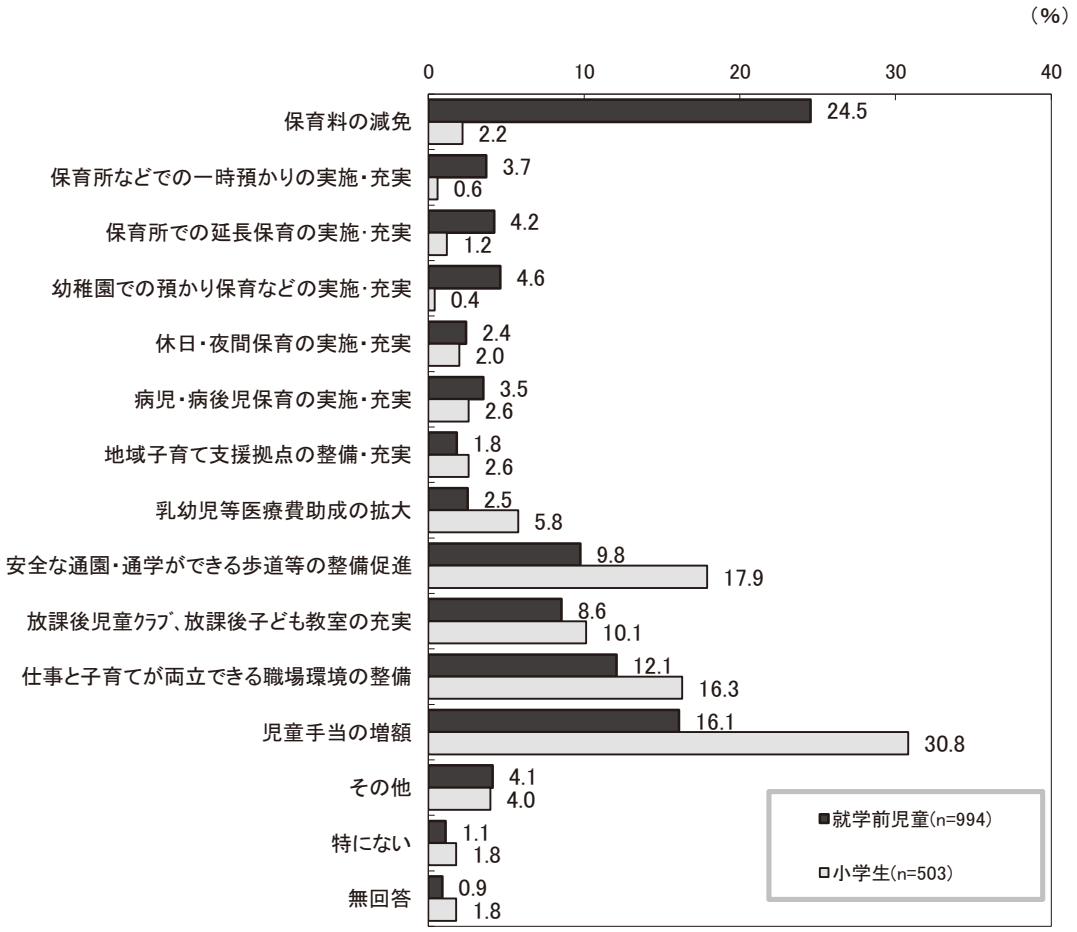

３．子育て関係事業所・団体調査のまとめ

（１）子育て関係事業所・団体調査の実施概要

① 調査の目的

普段から阿南市内で子どもや子育てに関わっている保育園・保育所、幼稚園、認定こども園並びに放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館、ボランティア団体を対象に、子どもに関する幅広い意見をうかがい、市内の子ども・子育ての実態を把握すること、必要な支援策を検討することを目的に実施しました。

② 調査の方法、回収状況等

阿南市　子ども・子育て支援に関する調査（幼稚園、保育関係施設）	
調査対象者	市内の公立・私立保育園・保育所、幼稚園、認定こども園の代表者
配布数	39
有効回収数	39（有効回収率 100.0%）
調査方法	郵送・電子メールによる配布 ― 郵送・電子メールによる回収
調査期間	令和元年６月

阿南市　子ども・子育て支援に関する調査（子育て支援関係団体・機関）	
調査対象者	市内の放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館、ボランティア団体等の代表者
配布数	39
有効回収数	33（有効回収率 84.6%）
調査方法	郵送・電子メールによる配布 ― 郵送・電子メールによる回収
調査期間	令和元年６月

（２）調査結果のポイント

① 運営において課題と感じること

幼稚園・保育関係施設では、保育士・教諭等の不足やそれに伴う業務負担の増加に加え、研修時間の不足など、「教育・保育の質」に関する課題をあげる園が多くなっています。

また、施設の老朽化や安全面・災害に対する備えに関する課題もあげられています。

子育て支援関係団体・機関では、施設の老朽化、災害対策や施設の不便さなどのほか、職員、支援員、指導員不足に関する課題をあげる団体・機関が多くなっています。

また、運営資金の不足による影響といった課題もあげられています。

② 子どもの様子、家庭での子育ての様子について

幼稚園・保育関係施設、子育て支援関係団体・機関とも、施設を利用する子どもの様子については、「素直で明るい子どもが多い」などの意見が多いほか、園での生活などを通じて成長がみられるという意見もみられます。

一方で「我慢をすることが苦手」「人の話をじっくりと聞けない」など、成長過程全般の課題（特徴）もあげられているほか、「姿勢保持が難しい子が多くなってきた」「偏食や生活リズムの乱れがある子どももみられる」などの意見もみられます。また、最近の傾向としてスマートフォンなどの影響がみられるという意見もあげられています。

③ 保護者が抱えている悩みや問題について

保護者の方々が子育てをするにあたってどのような悩みや問題を抱えていると感じるかについては、「病気・発育・発達に関すること」「子どもとふれあう時間を十分とれない」「育児の方法がよくわからないこと」「しつけの仕方がわからない」等が多くなっています。

④ 児童虐待を防止するために必要な取組

児童虐待を防止するために必要な取組としては、幼稚園・保育関係施設では、「日常的な育児相談機能の強化」が最も多く、次いで「母親の育児不安へのカウンセリング、治療等の実施」「学校、保育所等での教育と人材確保」等が続く結果となっています。

子育て支援関係団体・機関では、「学校、保育所等との連携、発見、適切な対応」が最も多く、次いで「通報の義務化、警察・児童相談所介入の強化」「日常的な育児相談機能の強化」等が続く結果となっています。

■ 児童虐待を防止するために必要な取組

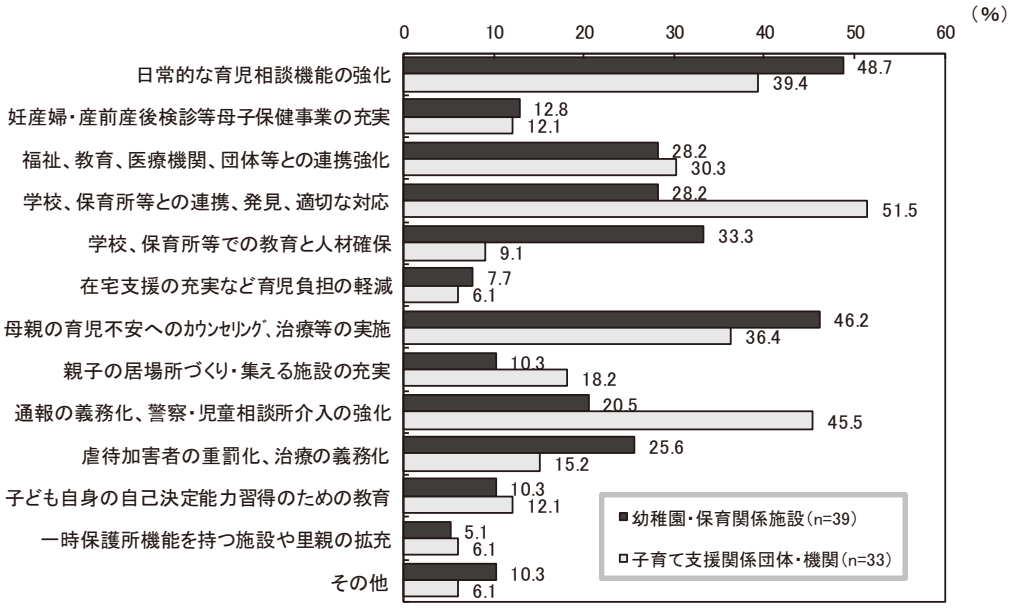

⑤ 今後の保育サービス需要の見通し

幼稚園・保育関係施設に今後の保育サービス需要の見通しについて尋ねたところ、「今後、さらに増加すると思う」が最も多く、これに「やや増加していくと思う」をあわせた“増加すると思う”は、６割台半ばを占めています。

一方で「ほぼ、横ばいと思う」と「需要は減少していくと思う」をあわせた“横ばい・減少”の見通しも約３割となっています。

施設の種類別にみると、認定こども園では「今後、さらに増加すると思う」が100%となっています。

■ 今後の保育サービス需要の見通し

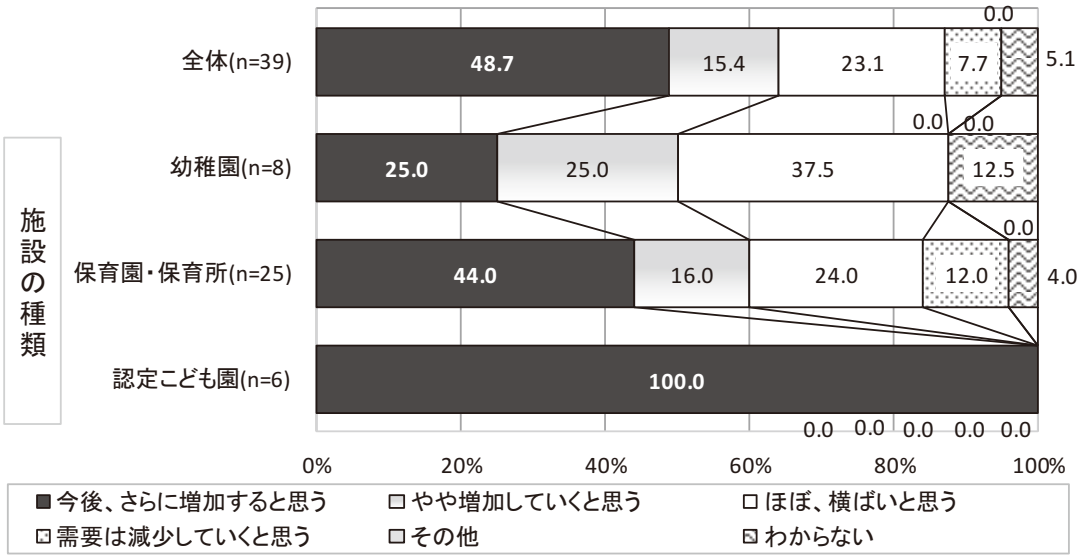

⑥ 入所・利用定員を増やす場合に障害となる要素

幼稚園・保育関係施設の入所・利用定員を増やす上で障害になることとしては、「職員の増員が追いつかない」が最も多く、次いで「職員の長時間労働をこれ以上進められない」「保育の質が落ちることが懸念される」等が続く結果となっています。

■ 入所・利用定員を増やす場合に障害となる要素

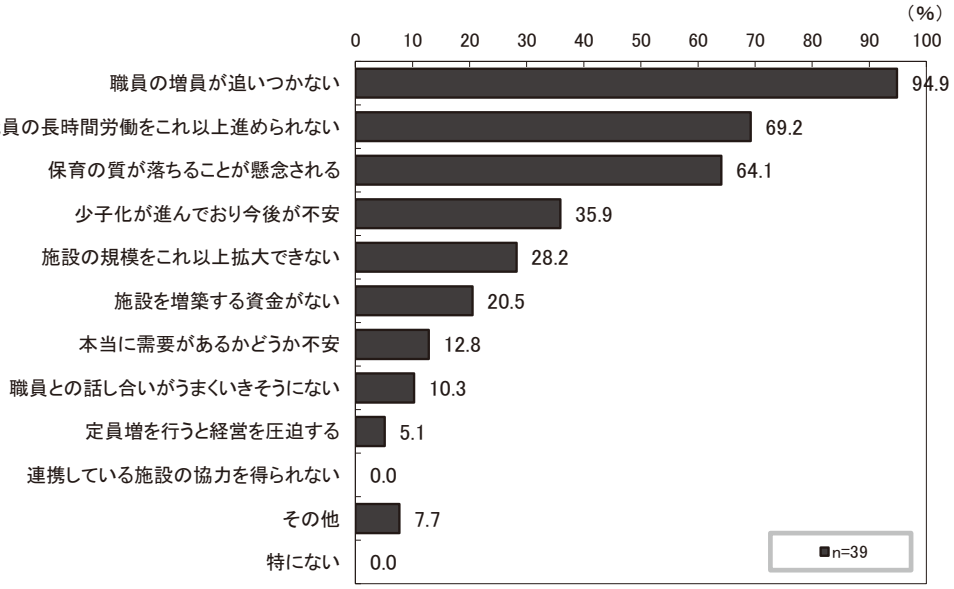

⑦ 今後、行いたい、充実したいこと

今後、行いたい、充実したいことについて、幼稚園・保育関係施設では、職員の確保、研修の充実、保育室や園庭の環境の整備など「保育の質の向上」に関する取組が多くあげられているほか、他保育所や地域との交流、発達が気になる子どもへの対応の充実等の意見がみられます。

子育て支援関係団体・機関では、職員、支援員、指導員の確保・配置基準の見直し、専門機関につなぐための連携、子どもの安全確保対策など様々な取組があげられています。また、今後、行いたい、充実したいことを実施していくために行政に求める支援としては、人員確保の支援や財政支援、他機関・家庭との連携強化、子どもの安全確保の取組強化等に関する意見が多くみられます。

４．子ども・子育て支援施策の取組状況と今後の課題

（１）子ども・子育て支援施策の取組状況

第１期計画では、４つの「基本目標」と、その実現に向けた「施策の方向」を定めるとともに、「施策の方向」に応じた具体的な「事業」を展開することで、基本理念の実現を図ってきました。

本計画で定めた事業は、全部で77あり（担当課がそれぞれで進捗管理している事業についての重複を含む。）、担当課において個別事業の点検・評価をした結果、計画に掲げた施策をおおむね達成できている事業（進捗状況「Ａ」又は「Ｂ」）は計70事業で、その割合は90.9%と、ほぼ計画どおり施策に取り組んでいる状況です。

■ 施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標　ー　施策の方向	事業数	自己評価				
		A	B	C	D	E
１：すべての子どもと家庭への支援 （１）地域における子育て支援 （２）職業生活と家庭生活との両立の推進 （３）要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	32	19	9	2	0	2
２：親と子の健康を支える環境づくり （１）子どもや母親・父親の健康と安心の確保	15	13	2	0	0	0
３：子どもたちの生きる力と豊かな心の育成 （１）子どもたちの生きる力と豊かな心の育成	19	7	12	0	0	0
４：子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり （１）子育てを支援する生活環境の整備 （２）子ども等の安全の確保	11	4	4	2	0	1
合計	77	43	27	4	0	3

＜評価基準＞

Ａ評価：計画に掲げた施策を達成した（ほぼ100%の成果をあげることができた。）。

Ｂ評価：計画に掲げた施策をおおむね達成した（75%程度の成果をあげることができた。）。

Ｃ評価：現在、施策の達成に向けて動いている（半分程度の成果をあげることができた。）。

Ｄ評価：現在、施策の達成に向けて動き始めた（施策に着手し、動き始めることはできた。）。

Ｅ評価：現在、ほとんど手をつけていない、又は評価なし（施策に着手することができなかった。）。

（２）地域子ども・子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点や放課後児童健全育成事業など様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施しています。

本市における子ども・子育て家庭等を対象として実施している地域子ども・子育て支援事業の概要及び利用状況は次のとおりです。

■ 阿南市における地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業の概要
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業（対象業務を保育に関する業務などに限定して実施することも含まれます。）
時間外保育事業	認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や公民館などの公共施設及び民間施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童クラブ）
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	病気中や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業等
実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯状況等を勘案して、施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食費に要する費用を助成する事業 ※令和元年 10 月１日から実施しています。

① 利用者支援事業

計画に基づき、現在１箇所で保育所等の入所や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を実施しています。

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	基本型・特定型※1	箇所	1	1	1	1
	母子保健型※2	箇所	0	0	0	0
	合計	箇所	1	1	1	1

※１　基本型・特定型：職員配置ー専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※２　母子保健型：職員配置ー母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置

② 時間外保育事業

時間外保育事業については、９箇所で実施しています。利用者数は100人前後で推移しており、平成30年度は109人となっています。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実利用者数	人	103	107	99	109
実施箇所数	箇所	9	9	9	9

③ 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの登録児童数は増加しています。利用者数の増加に伴い、新たな施設の開設を進め、利用者数の増加に対応しています。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実利用者数	人	636	713	797	807
実施箇所数	箇所	21	23	26	29

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、たちばな学苑、宝田寮、徳島赤十字乳児院の３箇所に委託して実施しています。利用者数は、おおむね70人日台となっていますが、平成28年度は99人日の利用がありました。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	人日	70	99	71	77
実施箇所数	箇所	3	3	3	3

⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、平成30年度において、地域子育て支援センターなど計７箇所で実施しています。利用者数は増加傾向で推移しており、令和元年度から新たに１箇所開設しています。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	人日	25,616	27,026	29,263	29,053
実施箇所	箇所	6	6	6	7

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、平成30年度までは、幼稚園のうち８箇所で保護者の状況や地域の実情に応じて預かり保育を行ってきました。令和元年10月１日からは公立４箇所、私立３箇所の計７箇所での実施となっています。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	人日	25,795	27,367	22,673	27,673
実施箇所数	箇所	8	8	8	8

⑦ 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、定期的な預け方となる「一時預かり事業（幼稚園型）」や、緊急時の預かりとなる「病児保育」を除いた一時的な預かりの方法です。平成30年度は、保育所で実施している「一時預かり」を３箇所で、「トワイライトステイ」を２箇所で実施しています。また、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動である「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」を市内に１箇所設けています。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	人日	3,399	3,976	4,786	4,373
一時預かり	人日	3,110	3,538	4,380	3,983
トワイライトステイ	人日	6	42	41	26
子育て援助活動支援事業※	人日	283	396	365	364
実施箇所数	箇所	6	6	6	6
一時預かり	箇所	3	3	3	3
トワイライトステイ	箇所	2	2	2	2
子育て援助活動支援事業※	箇所	1	1	1	1

※ 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児対象を除く。）

■（参考）ファミリー・サポート・センターの会員数、援助活動年間件数

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員数	人	682	760	792	873
提供会員数	人	406	441	505	525
両方会員数	人	108	103	97	96
援助活動年間件数	件／年	1, 898	1, 818	1, 318	1, 368

⑧ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業

病児保育事業は、現在は岩城クリニックの１箇所で実施しており、利用者数は300人日前後で推移しています。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	人日	274	286	308	301
病児保育事業	人日	271	281	307	301
子育て援助活動支援事業	人日	3	5	1	0
実施箇所数	箇所	2	2	2	2
病児保育事業	箇所	1	1	1	1
子育て援助活動支援事業	箇所	1	1	1	1

⑨ 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

子育て援助活動支援事業（就学児対象）の利用者数は、平成28年度に増加しましたが、以降は減少しています。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	人日	19	68	26	12
実施箇所数	箇所	1	1	1	1

⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦に対する健康診査は、各病院及び診療所において、基本的な妊婦一般健康診査等を実施しています。妊婦健康診査の受診人数は減少しており、平成30年度は705人となっています。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実利用者数	人	865	770	767	705

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、保健センターのほか、第一子のみ新生児家庭訪問を在宅助産師に委託して実施しています。出生者数の低下により訪問者数は減少しており、平成30年度は366人となっています。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間訪問者数	人	473	439	408	366

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、保健センター及びこども相談室で実施しており、訪問者数は300人前後で推移しています。

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間訪問者数	人	334	303	294	319

（３）今後の課題整理

本市の子ども・子育てを取り巻く現状や、アンケート調査等の結果、子ども・子育て支援施策の取組状況等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて体系的にまとめるため、第１期計画で示された基本目標ごとに課題を整理します。

① すべての子どもと家庭への支援

本市では、子どもの人数が減少している一方、核家族化の進展等に伴い、子育てのことで相談できる相手がいない方が増加傾向にあると考えられます。子育てでの不安や孤立化は子どもの虐待へと結びつきやすいことから、現在でも地域子育て支援センターやつどいの広場等で、不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供したりと、子育ての孤立化を防ぐ取組を行っていますが、施設の休日開放、利用時間の延長、幼稚園児を利用対象者とするなど、さらなる設置の検討や内容の充実について検討していく必要があります。

また、アンケート調査や子育て世代の女性の年齢階層別就業率から、働きたいと考えている保護者の傾向も高く、仕事と子育てが両立できる環境を教育・保育サービスの充実や地域社会のネットワークづくり等で、子育て家庭がもれなく支援できるように取り組んでいく必要があります。

さらに、入所児童数は減少しているものの、保育士不足により、毎年、年度途中からの０歳児、１歳児の受入れが難しく、待機児童が発生している状況であるため、教育・保育施設の整備と保育士・教諭等の確保方策について、検討を進めていく必要があるほか、教育・保育施設の老朽化や安全面・災害に対する早急な対応も求められています。

② 親と子の健康を支える環境づくり

妊娠出産・乳幼児期は、子どもにとって基本的生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、親や家庭の関わり方が重要となります。一方で、妊娠糖尿病や、胎児の発育不全のケースのほか、育児不安を抱える母親が増えています。

また、育児への知識や経験が少ない保護者の増加のほか、発達障がいなど、関わりにくさを持った子どもも増えています。

このため、引き続き健やかな成長発達の支援や、育児不安の軽減をさらに重視した支援に努めていく必要があります。

また、乳幼児健診や小児医療の充実などを通じ、子どもたちの成長を継続して支援していくことが求められています。

③ 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う大変重要なものです。

集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」を育むとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるような支援が必要です。

また、学校を取り巻く環境や保護者からの学校に対するニーズは絶えず変化しており、これらに対応していくため、引き続き教育環境の整備に努めていくとともに、家庭を基礎としつつ、地域全体で教育力の向上を図るための体制構築に取り組んでいく必要があります。

④ 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

アンケート調査において、小学生児童の保護者からは「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」が必要だと答えた人は、「児童手当の増額」に次いで多くなっています。

また、誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がいのある人などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

より子育てしやすいまちを目指して、公園の整備や公共施設のバリアフリー化などを進めるとともに、引き続き道路交通環境の整備や子どもを犯罪や事故から守る取組を通じて良好で安全な地域環境の整備に努めていく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

子どもは未来の「社会」を担う要であり、次代を形づくる様々な可能性や能力を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちがふれあいと心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが重要です。

本市では、少子化や子どもを取り巻く家庭、社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではなく、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域や学校、事業者、行政などが一体となって「子育ち」「子育て」の支援に取り組み、子どもたちの笑顔をみんなで喜びあえるような社会にしていく必要があります。

こうした考え方に基づき、本計画においては、これまでの基本理念である『★子どもとともに輝く阿南★』を継承し、本市がこれまで取り組んできた子ども・子育て支援施策や子育て環境のさらなる充実を図ることにより、誰もが安心して子どもを生み育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境の実現を目指します。

★子どもとともに
輝く阿南★

２．計画の基本目標と体系

本計画の基本理念の実現に向け、次の４つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を推進します。

基本目標１：すべての子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくり

保護者の多様なニーズを踏まえ、教育・保育施設などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の抱える不安や負担感の軽減を図る各種事業、子育て支援施策の充実に努めます。

また、社会的支援の必要な子どもや家庭を確実に把握して自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつけ、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

基本目標２：子どもを安心して生み育てられる環境づくり

親の育児に対する不安を軽減し、のびのびと安心して子育てができ、子どもに愛情が注げるよう、母子保健事業をはじめ、子育て家庭、次代を担う子どもたちを対象とした保健事業の充実を図り、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するとともに、子育て家庭へ切れ目ない支援が行き届く環境づくりを推進します。

基本目標３：子どもの健やかな成長を支援する地域づくり

次代を担う子どもたちが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな体と確かな学力を育み、かつ、家庭を築いて子どもを生み育てる喜びを感じていけるよう、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視点で教育環境の充実に努めるとともに、子どもと親・地域がともに学び、育ちあうための学習機会や場の整備を進めます。

基本目標４：子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう、生活環境の整備・改善に努めるとともに、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

また、仕事を含めた多様な生活を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点を持った職場の環境づくりや、仕事と子育ての両立ができる環境づくりに向けた取組を促進していきます。

■ 阿南市子ども・子育て支援事業計画　施策の体系

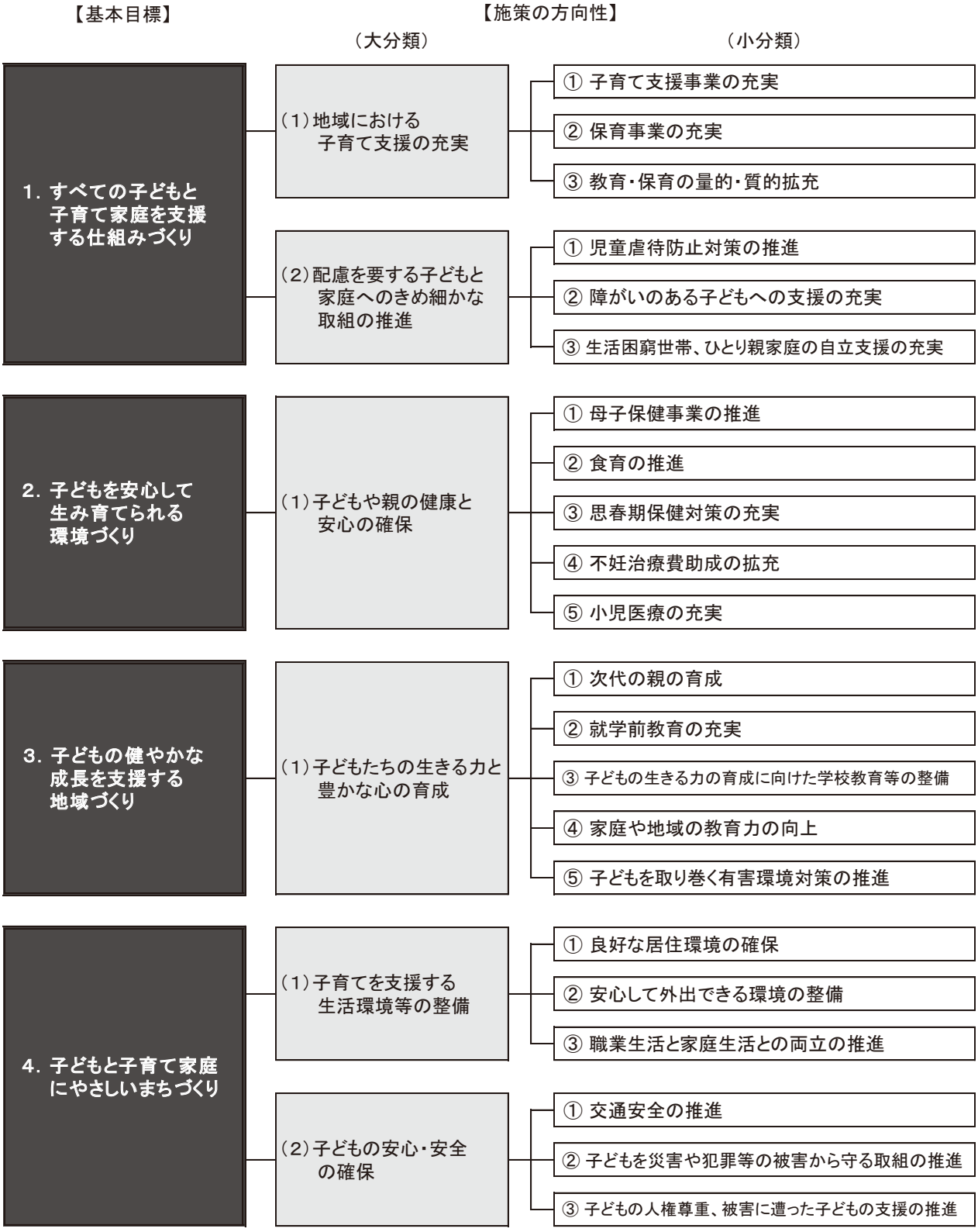

第４章　施策の展開

１．すべての子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくり

（１）地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭を支援していくため、きめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供に努めます。

また、各種相談支援体制を整備するとともに、身近な地域において、保護者が子ども連れで気軽に交流でき、かつ、子育てについての相談・助言が受けられる場の充実に努め、保護者の育児負担の軽減を図ります。

① 子育て支援事業の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
地域子育て支援センター事業の推進	・地域子育て支援センターでは、乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園庭を開放し保育サービスを通じて、子ども同士や母親間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供等を行っています。 ・今後は、認定こども園の整備に伴い、地域子育て支援センターの設置を推進（令和２年度宝田こどもセンター・令和３年度見能林こどもセンターへの設置を予定）していくほか、より一層、地域に密着した支援を行うため、利用時間の延長、利用対象者の拡大などについて検討を進めていきます。	こども課
つどいの広場	・主に乳幼児（０～３歳）を子育て中の親子が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語りあうことで、精神的な安心感をもたらし、育児問題解決への糸口となる機会と場所を提供しています。 ・引き続き事業を実施していくとともに、開催場所や日数、対象年齢の拡充等の検討を進め、事業の充実に努めます。	こども課
一時預かり事業	・保育所を利用していない家庭の保育需要に対応するため、保育所において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図っています。 ・利用希望者が増加しているものの、開設保育園では通常保育も行っており、一時預かり事業を行うための保育士の確保が難しい状態となっていることから、保育士確保に向けた検討を進め、事業の充実に努めます。	こども課

施策名	施策の内容	担当窓口
幼稚園での子育て支援サービス	・幼稚園での「預かり保育」「未就園児園庭開放」を実施しています。 ・「預かり保育」については、保育の必要性のある家庭に対し、幼稚園での預かり保育を実施します。今後は、認定こども園化を推進し、保育と幼児教育を一体的に提供できる体制整備を行っていきます。 ・「未就園児園庭開放」は、在宅親子を対象に、幼稚園において遊びの場の提供と子育て相談を行います。	学校教育課
病児・病後児保育事業	・入院の必要はなく、急性期を越えた症状安定期から回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に実施しています。 ・保護者の出勤時間や緊急時などに十分な対応ができないことがあるため、委託先と改善を進めていきます。また、より一層の周知に努め、利用者の増加を目指します。	こども課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	・保護者の疾病、その他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合、あるいは保護者が仕事等で夜間又は休日に不在となる場合、児童福祉施設等で児童を一定期間、養育又は保護を行っています。 ・引き続き相談を受ける中で必要と思われる家庭には事業を周知していくなど、子どもを預けることによって保護者の負担を和らげることにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	こども相談室
放課後児童健全育成事業	・小学校に就学している児童であって、その保護者が仕事等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後に児童厚生施設等の施設を活用して適切な遊び及び生活の場を提供してその健全育成を図ります。 ・施設の老朽化、人員増加による施設の狭小化等による運営上の支障が今後予測されることから、運営委員会や地元関係者と協議を行いながら、適切な開設場所の確保に努めます。	生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業	・地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合いを行う会員組織です。 ・市民へ幅広い周知を行い、会員の増加とともにサービスの充実を図ります。また、現在使用している施設には保育室がないことから移転についても検討します。	こども課
子育てガイドブック	・出産・育児等子育てに関する行政サービスをわかりやすくまとめた「子育てガイドブック」を発行し、市役所、支所及び住民センター窓口等で配布しています。 ・今後も掲載内容の充実を図るとともに、少しでも多くの方に活用していただけるようわかりやすい編集を行っていきます。	こども課

施策名	施策の内容	担当窓口
養育支援訪問事業	・保健師、児童相談専門員等が家庭を訪問し、育児等の具体的な養育指導、助言など援助活動を行いつつ、養育上の諸問題の解決や軽減を図っています。 ・今後は、より一層、関係機関との連携を図りながら支援を展開していきます。	保健センター（こども相談室）
ブックスタート事業	・４か月児健診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に読み聞かせボランティアの方々や図書館職員がブックスタートパック（絵本、おすすめ絵本リスト、図書館の利用案内等のセット）を手渡し、その際に絵本の読み聞かせ等を実施しています。 ・ブックスタート事業を継続させるとともに、家庭での読み聞かせ、読書への関心、図書館利用等へと発展させることも意図して、ブックスタートについては、その丁寧な説明に努め、要望に応じた絵本の紹介やアドバイス等も実施することにより、ゆとりある子育てに向けた支援をしていきます。	図書館
読み聞かせ推進事業	・「おはなしひろば（阿南図書館）」「ぴよちゃんくらぶ（阿南図書館）」「おはなしのポケット（那賀川図書館）」「おはなし会（羽ノ浦図書館）」等の読み聞かせ会を開催しています。 ・読み聞かせボランティアの方々等との連携を密にした読み聞かせ会の開催を継続させることにより、幼少期からの本に親しむ意識の醸成と心豊かな子どもの育成に寄与するよう努めます。	図書館
ともだち広場開催事業の推進	・私立保育園で乳幼児の在宅親子を対象に施設を開放し、保育サービスを通じて育児相談やサークルの育成を行っています。 ・引き続き保育園の一部を開放し、在宅の親子が自由に集い、交流しあうことにより「ともだちづくり」の機会を与えます。また、保育を通じて蓄積した子育てのノウハウを活用して育児相談を行うことにより保護者の育児不安を解消し、子育て支援の推進を図ります。	こども課
母親クラブ	・児童館を拠点として、地域の子どもたちが健やかに育つための様々な活動を、子どもを持つ母親を中心にボランティアの立場で実施しています。 ・引き続き児童館事業のスムーズな運営のために活動を継続していきます。	生涯学習課
はぐくみクラブ事業	・乳幼児とその家族に対し、育児に夢の持てるまちづくりを推進するため、地域社会が協働して子育て支援に取り組む環境づくりを行う事業です。 ・今後も活動を継続していきます。	こども課

施策名	施策の内容	担当窓口
地域による子育て支援の充実	・阿南市セニヤクラブ連合会への業務委託により、「高齢者生きがい推進事業」として高齢者と子どもの世代間交流を推進します。 ・「地域共生社会」の実現に向け、住民主体により各地域で実施している「ご近所デイサービス」において、世代間交流を推進するための取組に着手するなど、地域による子育て支援の充実を図ります。	介護・ながいき課

② 保育事業の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
通常保育事業	・保護者が就労等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、保育所において適正な保育を実施し児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。 ・入所児童数は減少しているものの、保育士の確保が困難であるため、年度途中で低年齢児童に待機児童が発生しています。このため、広域的な観点から希望の保育所を選択することで低年齢児の保育に対応しています。 ・今後は、児童数の減少に伴う公立保育所の統合により施設は減少していきますが、定員数は地域の状況にあわせて適正化を図ります。	こども課
時間外保育事業	・保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等のやむを得ない理由により延長保育が必要である児童を、午後６時を超えて保育し、就労支援を行っています。 ・今後も継続して事業を実施していきます。	こども課
休日保育事業	・日曜日・祝日等に保護者の就労により家庭で保育できない場合に保育所で保育を行い、保護者の子育てを支援する事業です。現在、本市では実施していません。 ・今後は、保育現場での保護者のニーズ等を踏まえて実施を検討します。	こども課
保育料等の軽減	・現在、第３子以降の保育料無料や、給食費における副食費の補助など、保育料の軽減を行っています。 ・保育料全般についても国が示す階層をさらに細分化して保育料の軽減を図っています。 ・ニーズ調査により保育料の軽減を望む声が高いことから、さらなる軽減について検討します。	こども課

③ 教育・保育の量的・質的拡充

施策名	施策の内容	担当窓口
児童福祉施設の整備	・公立保育所と公立幼稚園を統合した「保育所型認定こども園」の整備を計画的に推進します。 ・引き続き年次計画に沿って施設整備を図ります。	こども課（教育総務課・学校教育課）
保育士等の労働環境の改善	・保育士等の不足により、毎年年度途中からの０歳児、１歳児の受入れが難しく、待機児童が発生しているため、保育士の確保が課題となっています。 ・保育士等の確保を図るため、保育士等の処遇改善をはじめとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験者や社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図ります。	こども課
保育所業務効率化の推進	・保育所、認定こども園の教育・保育業務の効率化と保育士等の負担軽減を図ります。	こども課
保育士等の資質・専門性の向上	・幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進など）、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、公私・施設類型を超えた合同研修（幼稚園・保育所・認定こども園等合同研修など）、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育て支援、食育・アレルギー対応など）などを実施し、教育・保育施設における専門的な人材の育成に努めます。	こども課（学校教育課）

（２）配慮を要する子どもと家庭へのきめ細かな取組の推進

平成28年の改正児童福祉法において、市区町村の機能としてソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」機能の設置が努力義務として規定され、平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」でこれを令和４年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられました。

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見し、適切な対応がとれるように、本市においても「子ども家庭総合支援拠点」設置に向けた取組を進めるとともに、様々な関係機関との連携を強化して相談体制の充実に努めます。

また、すべての子どもが等しく健やかに成長できるよう、関係機関と連携し、ひとり親家庭などの自立支援、障がいのある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する就学支援等の充実に努めます。

① 児童虐待防止対策の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
阿南市要保護児童対策地域協議会の充実	・被虐待の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携協力のもとで対応していくことを目的に、児童福祉法（第25条の２）において規定された協議会を設置し、運営しています。 ・児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に関係機関が連携を図りながら取り組みます。また、地域の子どもが安心して暮らせる仕組みが強化されるよう、市における相談体制の強化と南部こども女性相談センターや関係機関との連携が図れるよう調整をしていきます。	こども相談室
家庭児童相談の充実	・主に18歳未満の子どもを対象に、家庭での教育問題、心身の発達に関すること、学校生活での問題などの相談に専門の相談員が応じています。 ・社会変動に伴い家庭生活の変化による問題が相談を複雑化しており、相談者や家族のニーズにあわせた専門的支援が必要になっていることから、専門知識を得るための研修に参加できるような体制を確保し、あらゆる問題に対応できる資質向上と需要に応じた適正な人員を配置します。 ・また、地域の実情に応じて適切な児童家庭相談援助活動、虐待通告があった場合等の迅速な対応が実施できる体制づくりと、必要に応じて家庭訪問や電話連絡等の具体的な行動を実施するほか、阿南市要保護児童対策地域協議会の対象となる特定妊婦・要支援児童の早期発見方法や支援方法を検討していきます。	こども相談室

② 障がいのある子どもへの支援の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
心身障がい児在宅介護等支援の充実	・在宅の心身障がい児が保護者の病気や家庭の用務等により、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、あらかじめ登録しておいた登録介護者に介護委託をすることにより、心身障がい児及び家庭の地域生活を支援します。 ・引き続き利用登録者を増やすため、福祉サービス申請時に案内するなど、周知活動を実施します。	福祉課
福祉サービス	・心身障がい児・重度障がい児に対し、日常生活の円滑化に向けて、障がいを補うための用具の交付や修理などを行っています。 ・引き続きわかりやすい制度説明に努めるとともに、障がい児に対して児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、必要なサービスを提供していきます。	福祉課
特別支援教育・保育の推進	・「ことばの教室」は、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするなど支援が必要な就園児を対象に、富岡幼稚園で通級による指導を週１回、保護者と一緒に実施し、適切な指導や助言を行っていきます。	学校教育課
	・保育所、幼稚園では担任から巡回指導員や特別支援教育指導員につなげ研修や相談をしています。一人ひとりの障がいの状況に応じ、常に家庭・専門機関等との連携を密にした、きめ細やかな保育を実施していきます。	こども課
	・乳幼児健診の結果を基に、育児について保護者に関わっているほか、専門機関とも連携し子育ての支援を進めていきます。	保健センター
	・小、中学校には担任のほかに特別支援教育コーディネーターがおり、関係機関につながるようにしています。今後、障がいに対する正しい理解がなされ、ともに生活できる社会を実現していくため、特別支援教育の理念がすべての子どもに通じることを広報します。また、特別支援教育の合理的配慮がさらに進められ、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが個に応じた教育が受けられるように教育支援をしていきます。	教育研究所

③ 生活困窮世帯、ひとり親家庭の自立支援の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
就学の援助	・就学の援助は、教育の機会均等の精神に基づき義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒等の保護者に対し、就学援助費を支給しています。 ・子どもの貧困が社会問題となっており、今後も援助を必要とする者の増加が予想されるため、引き続き援助を実施していきます。	学校教育課
ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭が抱える子育て・生活・就業・養育費の確保など様々な問題に対し、母子・父子自立支援員が相談に応じています。 ・ひとり親家庭の自立に向け、離婚前相談・就労・貸付等総合的な支援を行っています。 ・相談窓口として、ひとり親等に関する各種制度の知識を深め、関係機関との連携等により支援の充実に努めます。	こども相談室
母子生活支援施設(阿南琴江寮)	・現在、阿南琴江寮は休寮中のため、ひとり親家庭等の特別な事由で児童の福祉に欠ける場合の受入れについては、他市町の施設入所への取り次ぎを行うなど、関係機関との連携等により支援の充実に努めます。	こども相談室

２．子どもを安心して生み育てられる環境づくり

（１）子どもや親の健康と安心の確保

子育て世代が安心して妊娠・出産・育児をできるよう、健やかな妊娠・出産を支援するとともに、乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導や小児医療の充実、不妊治療費助成の充実を図ります。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する拠点として、子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討を進めます。

さらに、思春期特有の体や心の問題について正しい知識の啓発・指導等を実施していくとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

① 母子保健事業の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
母子健康手帳・父子健康手帳の交付	・妊娠届を受けて母子健康手帳を交付しながら、保健師、助産師が保健指導を行うことによって妊娠期の不安の軽減を図るとともに、妊婦と乳児の健康診査を勧奨することによって母子の健康の確保と安全な出産を支援します。 ・また、同時に父子健康手帳を配布することを通じて、父親の積極的な育児参加を促しながら、母親の育児負担を軽減することを目指します。 ・引き続き妊娠届出時の面接を有効に生かし、早期からの必要な支援や、妊娠の機会を捉えた、妊婦自身及び家族の健康への意識づけにつなげていきます。	保健センター
妊婦一般健康診査受診票の交付	・妊婦一人に対して受診票を14枚交付し、経済的な負担を軽減するとともに、健康管理の充実を図ることで、安心・安全な妊娠・出産ができる体制づくりに取り組んでいます。 ・引き続き妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るとともに、健診結果を基に、医療機関とも連携を図りながら早期の支援を行っていきます。	保健センター
乳児健診の充実	・疾病や異常の早期発見とともに、リスクの早期発見による疾病等の発生予防のため、満１歳未満の乳児を対象に、医療機関の乳児一般健康診査受診票を交付しています。 ・４か月児健診・９か月児健診・先天性股関節脱臼検診は、集団健診方式で実施しています。問診・身体測定・小児科診察・離乳食学習会・育児相談のほか、４か月児にはブックスタート、９か月児には歯みがき指導を行い、親子が心を通わせてふれあいながら、育ちあうことを目指しています。 ・医師、管理栄養士、保健師、歯科衛生士などの専門職が関わることによって、保護者の育児不安の軽減と解消や虐待の予防を視野に入れた健康診査を実施します。	保健センター

施策名	施策の内容	担当窓口
幼児健診の充実	・１歳６か月児健康診査と３歳児健康診査は集団健診方式となっており、心身障がいの早期発見、早期援助及び生活習慣の確立と、育児支援と虐待予防に重点を置いています。健康診査の内容としては、問診・身体測定・歯みがき指導・小児科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・聴力検査・視力検査、及び保護者への栄養指導等を実施しているほか、３歳児健康診査時に「３さいくらぶ」（おはなしひろば・ひまわり主催）を開催し、絵本による親子のふれあい、読書の機会を提供しています。 ・また、２歳児・４歳児を対象にフッ素塗布事業を行い、幼児期からの歯科保健充実とともに、心身の発育・発達面の確認及び育児不安を軽減する場とし、育児支援する機会として提供しています。 ・幼児健康診査では、今後も、単に疾病の早期発見という二次予防にとどまらず、う歯を含めた疾病や事故の発生予防、育児不安の解消や、子育て支援による小児虐待予防等の一次予防の視点も含めて実施します。 ・医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理士、言語聴覚士等多くの専門職により、様々な視点から、身体面・精神面の発達、歯科衛生、視力・聴力、母と子の関わり等多様化する個々の親子の問題に対して総合的指導、支援を行います。	保健センター
感染症対策の充実	・感染のおそれのある疾病の発生及び予防を目的に、予防接種法に基づく乳幼児・児童の定期予防接種を実施しています。 ・また、新型インフルエンザなどの急性感染症についても国・県と連携を図りながら対策に取り組んでいます。 ・今後は、学童期以降の接種率向上に向けて、周知、啓発を行っていくとともに、引き続き医療機関と連携し、広報等で各種予防接種の周知を図り、感染拡大の防止に努めます。	保健センター
健康教室の充実	・妊娠期にプレママパパ教室、乳児期に離乳食学習会、幼児期にたんぽぽ教室を実施。また、乳幼児対象の公民館等での子育て広場、こども課等実施の双子っこ教室、ウェルカム阿南（県外から転入の方を対象）に協力し、妊娠期、乳幼児期、健診事後等各々の育児に対応した支援を実施しています。 ・教室の対象者で、参加していない人へのアプローチを強化し、親子が地域で孤立することなく楽しく安心して育児ができるよう支援していく場として今後とも健康教室を実施します。	保健センター

施策名	施策の内容	担当窓口
相談事業の充実	・妊娠届出時や健康教育・健康診査時に保健師・管理栄養士・臨床心理士等による個別相談を実施しています。 ・また、健診事後指導の一環として、様々な専門職による個別相談（聴力相談・視力相談・母と子の相談・児童相談・ことばの相談）を実施し、継続的な支援を実施しています。 ・今後も相談事業を充実し、個々の状況に応じた支援を行います。また、健診事後の支援ケースに対しての支援体制の強化を図ります。	保健センター
訪問指導の充実	・妊娠期、産婦と新生児期、乳児期、幼児期の各時期に応じて、助産師・保健師・看護師による訪問指導を実施します。また、こども相談室・児童相談所・阿南支援学校・相談支援事業所等関係機関との連携の強化を図り、育児不安の軽減と解消に努めるよう支援を充実しています。 ・妊娠期には、妊娠届出時の相談や妊婦一般健康診査結果から、母性の健康と安全な出産のための保健指導や支援の必要性を早期に把握し、特に初妊婦や特定妊婦に対しては助産師による訪問指導を実施し、出産育児等不安の軽減に努めています。 ・初産の産婦と新生児期については保健師と在宅助産師による新生児訪問、乳児期については助産師・保健師・看護師による生後４か月までの「こんにちは赤ちゃん事業」による訪問を継続して実施します。 ・幼児期については、健診後の支援の一環として、こども相談室・児童相談所・阿南支援学校・相談支援事業所等関係機関との連携の強化を図り、健やかな成長を支援し、育児不安の軽減と解消に努めるよう充実していきます。	保健センター
ボランティア育成の推進	・地域の中で子育て中の親子を支援するボランティア「サポートママ」は、母子保健事業のスタッフや子育て中の親子への支援など、欠くことのできないマンパワーとなっています。 ・核家族化や近隣関係の希薄化に伴い育児に携わる親が孤立し、身近な相談者が得られにくい状況にあることから、地域の中で子育て中の親子を支援できるボランティアの育成を推進します。	保健センター

② 食育の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
「食育」の推進	・阿南市食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進を図っていきます。	保健センター

③ 思春期保健対策の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
思春期保健対策の充実	・性教育や飲酒・喫煙・薬物乱用防止については、子どもの発達段階に応じて、基本的な知識を習得し、目の前の課題について適切な行動がとれるような学習を積み重ねています。 ・家庭において親が適切に子どもを支援することが、今まで以上に必要になってくるため、学校、医療機関、保健・児童福祉等の関係者や地域の人たちによる連携を一層強化し、思春期の子どもとその家庭を支援していきます。	保健センター

④ 不妊治療費助成の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
不妊治療費助成の充実	・不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、徳島県において体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する制度があります。 ・本市においても助成制度を創設しており、引き続き助成していきます。	保健センター

⑤ 小児医療の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
小児医療体制の充実	・日曜や祝日に夜間診療体制及び救急告示病院、小児救急医療体制についての情報をこんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診の際に提供し、子どもがいつでも安心して医療サービスが受けられるよう支援しています。 ・今後も引き続き支援していきます。	保健センター
子どもの医療費助成の拡充	・子育てをしている保護者の経済的負担を軽減するため、18歳に達する年度末まで医療費の一部負担、食事療養費の助成を行っています。 ・子どもの保健向上を図る目的だけでなく、少子化対策及び子育て支援対策と位置づけて取り組みます。	保険年金課
未熟児養育医療の給付	・未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟で疾病に罹りやすく、その死亡率は極めて高い上、心身の障がいを残すことも多いことから出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要です。 ・未熟児に対し指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行っています。	保険年金課

３．子どもの健やかな成長を支援する地域づくり

（１）子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに確かな学力、豊かな心と健やかな体を育んでいくために、様々な学習の機会や日常の遊び、自然体験・社会体験などを通じて様々な人々と交わり・ふれあうことで、自ら学び、考え、行動できる、「生きる力」を育む教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを生み育てることの意義を理解できる環境づくりを進めるなど、家庭や地域の教育力の向上を目指した取組を推進します。

① 次代の親の育成

施策名	施策の内容	担当窓口
次代の親の育成	・「赤ちゃん授業」は、次世代を担う中学生が赤ちゃんと関わる体験を通じ、命の大切さや親の思いに触れることで、自分自身や身近にいる人を大切にする気持ちを育み、将来的な育児不安を少しでもなくし、コミュニケーション能力を養う機会とすることを目的として実施します。	学校教育課

② 就学前教育の充実

施策名	施策の内容	担当窓口
認定こども園化の推進	・就学前の子どもに教育・保育を総合的に提供するため、認定こども園化を推進していきます。 ・同一敷地内にある幼稚園と保育所や、その他の保育所についても、地域、保護者、教員、保育士等と連携・協議を進め、認定こども園化を推進しています。 ・引き続き認定こども園化を推進するため、地域住民のニーズや施設の配置状況等を踏まえ、関係者と協議を進めていきます。	こども課 （学校教育課）
幼稚園・保育所と小学校との連携	・幼稚園・保育所・小学校の校区内での公開保育や公開授業を通して子どもの育ちや課題、保育内容、教育内容等について合同研修会を持つなど、情報共有や相互理解に努めています。 ・スムーズな就学に向け、引き続き保育所児童保育要録・幼保連携型認定こども園園児指導要録・幼稚園幼児指導要録を小学校に送り、話し合いを持つなどして連携を深めていきます。	こども課 （学校教育課）

施策名	施策の内容	担当窓口
幼稚園の保育料等の軽減（再掲）	・幼児の保護者が支払うべき保育料・預かり保育料又は給食費の一部又は全部を補助することにより、これらのものの円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課

③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備

施策名	施策の内容	担当窓口
確かな学力の向上	・未来社会の作り手となるために必要な資質能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。また、家庭との連携を一層密にし、家庭学習習慣及び読書習慣の確立を推進します。 ・問題解決学習・体験学習・ＩＣＴの活用など、指導方法の工夫・改善を推進するとともに、必要に応じて放課後や長期休業日中の補充学習を行います。 ・「家庭学習の手引き」や「家庭学習の友（家庭学習ノート）」の活用を図るとともに、適宜、評価やアドバイスを行い、子どもの家庭学習を支援します。 ・朝読書や読み聞かせ、学校図書館の積極的な活用等に取り組むことにより、学校における読書の時間を確保するとともに、学校図書館サポーターの配置により、ブックトークなど多様な読書活動や学習活動における本の積極的な利用を推進します。	学校教育課
豊かな心の育成	・道徳教育の推進体制を充実し、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて児童・生徒の道徳性を育んでいきます。 ・よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、「特別の教科道徳」において問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習、地域教材を取り入れた学習等を適切に取り入れた指導方法の工夫改善を行います。 ・道徳科の授業参観を実施するとともに、学校・学級便り等で道徳教育の取組について広報することにより、保護者や地域の人に道徳教育の大切さや家庭における道徳教育のあり方についての周知を図ります。	学校教育課

施策名	施策の内容	担当窓口
健やかな体の育成	・保護者・関係機関等とのより一層の連携を図り、基本的生活習慣及び運動習慣の確立を図ります。 ・各学校に食育リーダーを配置し、栄養教諭との連携を図り、学校教育活動全体を通じた食育を推進します。食育パワーアップ作戦・生活習慣アンケートを実施し、体系的、系統的な食育の充実を図ります。 ・各校で全国体力・運動能力調査の結果を分析し、体力向上計画を作成・実践・評価することにより、体力・運動能力及び運動習慣の向上を図ります。	学校教育課
開かれた学校づくり	・学校評議員制度をすべての幼稚園・小学校・中学校で導入し、学校、家庭、地域社会の連携・協力体制の強化を図ります。	学校教育課
教育施設の整備	・平成20年度から学校施設の耐震化に取り組み、校舎等の耐震補強や改築を行い、耐震化の向上を図ります。なお、文部科学省耐震対象基準面積を満たす施設については、耐震性能一覧表を作成し、ホームページを通じ、広く市民に公表しています。 ・学校施設の耐震化については、令和４年度でほぼ完了する見通しとなっていますが、施設の老朽化に対する課題は年々増加しています。すべての学校を改築していくことは財政的にも困難であることから、令和２年度に策定する学校施設の長寿命化計画を基に、計画的な改修等を実施していく予定ですが、将来における児童・生徒数の推移等を勘案し、学校の再編・統合についても検討していきます。	教育総務課

④ 家庭や地域の教育力の向上

施策名	施策の内容	担当窓口
家庭教育への支援	・保育所、幼稚園、小学校、中学校において参観日等の保護者が集まる機会を捉え、乳幼児期から思春期の子育てなどについての講演会、意見交換会等を開催し家庭教育支援活動を行っています。 ・また、初めて母親・父親になる方々に対する講座を保健センターと連携して開設しています。 ・様々な機関との連携を密にしていくことで、保護者が必要としている情報が得られるよう、また、できるだけ多くの保護者が参加できるよう、時期や時間帯を工夫し、また参加したい、聴いてみたいと思われる講演会や家庭教育学級を開催していきます。	学校教育課（こども課）
地域の教育力の向上	・子どもたちが地域において週末等を利用して、自然体験や文化体験、社会奉仕体験等の活動を公民館活動などに有効に取り入れ、地域ぐるみで推進しています。 ・新規の参加者が増えるよう広報を充実していくほか、アイデアを出し工夫と努力を継続していくことにより、地域全体で子育てに関わる環境づくりの整備を進め、地域の教育力向上につなげていきます。	生涯学習課
こどもフェスティバルの開催	・子ども及びその家族を対象として、皆で楽しみ、ふれあうことができる各種ものづくりや科学実験等の様々な体験コーナー、発表コーナーを、産官学が協力して提供しています。 ・今後も、子どもも大人も一緒に楽しむことができるよう、内容を工夫しながら継続して実施していきます。	生涯学習課

⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・有害環境対策として、「有害図書類等の店舗立入調査」「白いポストの点検・回収」を行っています。 ・有害環境対策については、あらゆる機会を通じて情報収集に努め、阿南警察署と連携しながら速やかに対応します。	青少年健全育成センター

４．子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

（１）子育てを支援する生活環境等の整備

子育てを担う若い世代を中心とした住宅確保に努めます。また、子どもや保護者・妊婦が安全に、安心して外出できるよう、安全な道路交通環境の整備や公共施設のバリアフリー化に努めます。

また、男女がともに仕事と家庭での生活を両立できるよう、ワーク･ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業者や市民への広報・啓発に取り組みます。

① 良好な居住環境の確保

施策名	施策の内容	担当窓口
良好な居住環境の確保	・安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、阿南市公営住宅等長寿命化計画を策定し、既存団地の修繕、改善や建て替えなど市営住宅等の活用手段を定め、長期的な維持管理を計画的に行っています。 ・令和２年度に阿南市営住宅ストック総合計画の見直し及び更新を行い、令和３年度以降も計画的に建て替え、既存団地の改善等を推進し、安全で世代や地域の交流が図られる住まいづくりを進めていきます。	住宅・建築課

② 安心して外出できる環境の整備

施策名	施策の内容	担当窓口
安全な道路交通環境の整備	・歩道部を有する道路整備では、集水枡の網目を細かくしたり、段差を軽減したりするなど小さい子ども等の交通弱者に配慮した道路整備を行っています。また、阿南駅周辺における魅力づくりや賑わいの創出を図るため、阿南駅周辺再整備基本計画（案）を策定し、歩行者にやさしい道路整備を基本方針に設定しています。 ・今後も歩道を通行するすべての人々の利用状況を見極めながら交通弱者に配慮した道路整備を行っていきます。また、阿南駅周辺地域における道路整備については、阿南駅周辺再整備基本計画（案）を踏まえ、歩行者等にやさしい道路整備について検討します。	まちづくり推進課（土木課）
公共施設における「子育てバリアフリー」の推進	・公共建築物の整備については、設計段階から徳島県の「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準を尊重し計画を進めています。 ・引き続きユニバーサルデザインの考え方の共有化を図り、すべての人が安全に安心して円滑かつ快適に利用できる施設整備を目指します。	教育総務課（住宅･建築課）

施策名	施策の内容	担当窓口
子育てにやさしい環境の整備	・公共施設での授乳コーナー・託児室・ベビーベッドを備えたトイレ等の整備について検討し、施設の新設にあわせて整備を行っていきます。	こども課

③ 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
仕事と子育てを両立するための意識づくり	・仕事と家庭生活の両立に関する各種講座・講演会の開催や、広報あなん等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図ります。 ・男性が家庭生活・地域活動に積極的に参加できるよう、料理教室や介護予防教室等への参加を促進します。	人権・男女参画課 男女共同参画室
両立支援のための職場環境づくり	・「広報あなん」に男女共同参画情報「ささゆり通信」を掲載し、育児休業法や看護休暇制度の関連法制度の普及啓発や情報提供に努めます。 ・あなんテレワーク推進センターを拠点として、ＩＣＴママ養成講座や各種イベントを開催し、時間や場所にしばられない働き方の一つである「テレワーク」の周知・促進に努めます。	人権・男女参画課 男女共同参画室

（２）子どもの安心・安全の確保

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策を推進するとともに、防犯に関する普及啓発を図ります。

また、子どもの最善の利益を第一に、関係機関と連携した適切な支援を構築し、子どもの人権の尊重と安心・安全な環境づくりを推進します。

① 交通安全の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
子どもの安全対策の推進	・幼稚園・小学校においては「不審者対応訓練」を実施し、危機管理意識の高揚を図ります。また、定期的に幼稚園における園児が移動する経路及び小学校区の通学路の危険箇所の点検を行い、事故の未然防止に努めます。	学校教育課
子どもの交通安全教育の推進	・交通安全指導として阿南市交通安全教育推進協議会による交通安全教室を保育所・幼稚園・小学校・中学校等で開催し、交通ルールの周知徹底を図っています。特に、「交通ルールとマナーの遵守による交通事故防止」についての指導を行っています。 ・今後は、保護者の子どもに対する意識の向上、チャイルドシート着用・子どもの自転車乗車時でのヘルメット着用（幼児の後部席への同乗も同様）を促進し、安全性の確保に努めます。	定住促進課

② 子どもを災害や犯罪等の被害から守る取組の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
保育所・幼稚園の防災に関する取組の推進	・各保育所・幼稚園では、地震・津波発生時における避難場所を定めて、日頃から避難経路の状況確認を行っています。 ・毎月１回程度の避難訓練や消防訓練、不審者対応訓練等を行い、災害時等の適切な対応を培っています。 ・施設の立地場所によって河川の氾濫、土砂災害など災害による危険度がそれぞれ異なっているため、今後は、施設ごとに想定される課題を見直すとともに、施設ごとの課題に対する防災訓練を実施していきます。	こども課 （学校教育課）

施策名	施策の内容	担当窓口
福祉避難所の設置等に関する取組	・災害発生時に市が指定する避難所に避難した後、その避難所での生活に支障があり、特別な配慮を要する方（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等）の受入れを目的として、市内40箇所の福祉施設との間で福祉避難所の設置等に関する協定を締結しています。 ・引き続き市内の福祉施設と、福祉避難所としての使用に関して協議を行うとともに、一般の避難所における福祉避難所（スペース）の設置等について検討していきます。	危機管理課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	・青色パトロールカーによる巡回、不審者対応訓練の実施、不審者情報の提供を行っています。 ・各地区で青色パトロールカーによる巡回が行われており、青少年健全育成センターも常時パトロール、合同パトロール、列車内パトロールを行うなど、現場指導に努めます。 ・不審者対応訓練については、今後も積極的に取り組みます。また、不審者情報を発信し、各校（園）に速やかな対応を依頼することによって児童・生徒の安全確保に努めます。さらに、これまでの取組に加え、他の健全育成センターとの一層の情報交換や連携を進め、青少年の安心・安全を確保するための取組を進めていきます。	青少年健全育成センター

③ 子どもの人権尊重、被害に遭った子どもへの支援の推進

施策名	施策の内容	担当窓口
子どもの人権の尊重	・保育所・幼稚園・小中学校では、人権尊重の精神の涵養※を図るとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進し、すべての子どもの自立と自己実現に向け連携を図っています。 ・子どもに対し、いかなる差別もなしに権利を尊重し、確保することを定める「児童の権利に関する条約」の趣旨に則り、子どもの人権に関する教育・啓発活動を学校・地域等の場や機会を通じ推進するとともに、児童虐待、いじめ等が社会問題となっている現状から、子どもの人権を守る相談・支援体制の充実を図ります。 ※涵養（かんよう）：水が自然と浸み込むように、無理をせずゆっくりと養い育てること	学校教育課（こども課・こども相談室）

施策名	施策の内容	担当窓口
いじめ対策班	・いじめ問題は迅速な対応が重要であることから「いじめを見逃さない」「いじめのない学校はない」を学校現場に徹底して訴えていくため積極的に市内全小・中・高校を訪問しています。また、広報あなんやセンターだより、しおりなどで「いじめ相談」の掲載をし、広報に努めています。 ・今後も、電話相談のみならず、学校や家庭に出向き、いじめ問題の解決に向けて取り組みます。	青少年健全育成センター
いじめ等により被害を受けた子どもたちの立ち直り支援	・いじめを受けた子どもに対しては、教職員のみならず、スクールカウンセラーなど外部の専門家等による心のケアに努めています。さらに各学校において人権教育や道徳教育の充実を図っています。 ・今後も、いじめを受けた子どもに対して教職員と外部専門機関とが連携し、子どもの心のケアにあたるとともに、学校全体で教職員がいじめを許さないという共通認識のもと、道徳教育や人権教育の充実を図り、相手を思いやる心の育成に努めます。 ・また、携帯電話・スマートフォンを使用する上でのルールづくり、「携帯電話安全教室」の実施に努めます。	学校教育課
関係機関・適応指導教室による支援の推進	・問題行動を繰り返す児童・生徒に対して学校だけでなく、関係機関が協力し問題行動等の防止・対応を図っています。 ・「適応指導教室」ふれあい学級では、不登校児童・生徒や学校内で深刻な問題行動を起こす生徒の学校復帰や立ち直りに向けた支援の充実を図っています。 ・ふれあい学級に登録していない不登校児童・生徒に対して、学校や広報を通してふれあい学級のアピールを行い、関係諸機関との連携を一層密にし、不登校児童・生徒や問題を抱える子どもたちの学校復帰を目指します。また、不登校にある児童・生徒の個々のケースについて学校との連携を深め、適応指導教室の利用や、他の専門機関による適切な指導を進めていきます。	教育研究所

第５章　教育・保育の内容と供給体制

１．子ども・子育て支援新制度における事業の体系

「子ども・子育て関連３法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年４月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度において市は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

■ 子ども・子育て支援の「給付」と事業の全体像

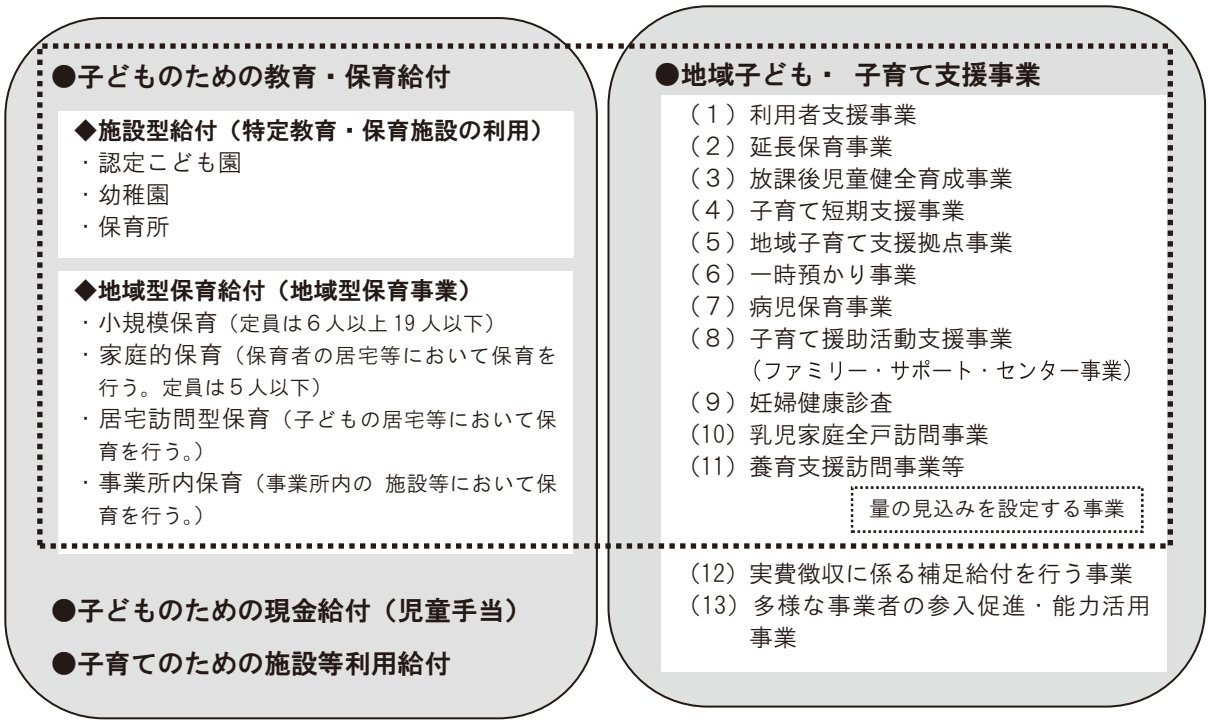

２．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、次のように区域を設定します。

（１）教育・保育

本市における現状として、居住地等による区域の設定は行わずに受入れを行っています。

このため、教育・保育提供区域についても、これまでどおり市内全域を一つの区域として設定するものとします。

（２）地域子ども・子育て支援事業

事業の内容、性質に応じて次のように区域設定を行います。

① 教育・保育に係る区域設定に準じるもの（２事業）

時間外保育事業（延長保育）及び一時預かり事業については、教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育に係る区域と同一の区域とします。

② 小学校区による区域とするもの（１事業）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、利用の実態が小学校区であるため、小学校区ごとの区域とします。

③ 全市域を一区域とする事業（８事業）

次に掲げる地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を一つの区域とします。ただし、事業の実施にあたっては、地域的な偏在が発生しないよう、利用者の利便性に十分に配慮することとします。

・利用者支援事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・子育て短期支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・妊婦に対して健康診査を実施する事業
・養育支援訪問事業

３．量の見込みの推計について

（１）量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計と平成30年度に実施したアンケート調査（ニーズ調査）の集計結果を用い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を勘案するなど、地域の実情等を考慮し、「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

※「量の見込み」…現在の利用状況及び市民ニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

（２）認定区分ごとの量の見込みの算出

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分は、次の１号認定から３号認定となり、認定区分の必要な事業については、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を決定します。

■ 認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
１号認定 （1号認定子ども）	３～５歳	なし	・特定教育・保育施設 （認定こども園及び幼稚園）	①教育標準時間
２号認定 （2号認定子ども）	３～５歳	あり	・特定教育・保育施設 （認定こども園及び保育所）	②保育標準時間 ③保育短時間
３号認定 （3号認定子ども）	０～２歳※	あり	・特定教育・保育施設 （認定こども園及び保育所） ・地域型保育事業	②保育標準時間 ③保育短時間

※０歳、１～２歳を区分して必要利用定員総数を算定

４．教育・保育の量の見込みと提供体制

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○国の示した方法に従い算出したニーズ量は、３号認定（０歳児）について利用実績と大きくかけ離れました。０歳の育休取得者の保育ニーズは、育休明けの１歳になってから発生する可能性が高いため、国の示した方法に従い算出したニーズ量から、母親が育児休業を取得中で、「子どもが１歳になるまで育児休業を取得したい」又は「１年以上の育児休業を取得したい」と回答した利用意向者を控除して算出したものを「量の見込み」としました。

○３号認定（０歳児）以外の区分については、国の示した方法に従い算出したニーズ量を「量の見込み」としました。なお、２号認定については、幼児期の教育の利用希望が強い「２号認定（教育）」と、それ以外の２号認定（「２号認定（保育）」）に区分して算出しています。

○２号認定（教育）については、１号認定を受けて入園する幼稚園・認定こども園と当該幼稚園・認定こども園における長時間及び通年の預かり保育により対応します。

○教育・保育施設については、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行等にあわせて定員の見直しを行いますが、市全体としてはほぼ現状の総定員で充足できると考えられます。ただし、３号認定（０～２歳児）については、現状の利用状況と比べてニーズ量が増えることが想定されるため、保育所や認定こども園の長時間部における年齢別定員の拡充が必要です。

○地域型保育事業については、年度途中に０歳児から２歳児の受入れが困難である現状を改善するため、民間活力による小規模保育事業所等の認可を検討し、待機児童の解消を図っていきます。

○また、教育・保育の無償化や、母親の就労意向が高まっていることに伴い、３歳以上の子どもについても認定こども園の長時間部や幼稚園の一時預かりの利用希望が増加することが想定されるため、これらのニーズへ対応を図っていく必要があります。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人、％）

年度	区分		１号認定	２号認定		３号認定	
				（教育）	（保育）		
			３～５歳			１・２歳	０歳
令和２年度	推計児童数		1,646			950	443
	量の見込み〔必要利用定員総数〕		273	186	1,127	699	142
	保育利用率				68.5%	73.6%	32.1%
	確保方策	特定教育・保育施設	655		1,269	770	221
		特定地域型保育事業				16	3
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			32	11	3
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	315				
		計	1,130		1,301	797	227
	差（確保方策 － 量の見込み）		671		174	98	85
令和３年度	推計児童数		1,626			893	430
	量の見込み〔必要利用定員総数〕		270	184	1,114	657	137
	保育利用率				68.5%	73.6%	31.9%
	確保方策	特定教育・保育施設	535		1,319	770	221
		特定地域型保育事業				16	3
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			32	11	3
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	195				
		計	890		1,351	797	227
	差（確保方策 － 量の見込み）		436		237	140	90
令和４年度	推計児童数		1,491			899	410
	量の見込み〔必要利用定員総数〕		248	168	1,021	662	131
	保育利用率				68.5%	73.6%	32.0%
	確保方策	特定教育・保育施設	535		1,319	770	221
		特定地域型保育事業				16	3
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			32	11	3
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	195				
		計	890		1,351	797	227
	差（確保方策 － 量の見込み）		474		330	135	96

（単位：人、％）

年度	区分		１号認定	２号認定		３号認定	
				（教育）	（保育）		
			３～５歳			１・２歳	０歳
令和５年度	推計児童数		1,426			866	405
	量の見込み〔必要利用定員総数〕		237	161	977	638	129
	保育利用率				68.5%	73.7%	31.9%
	確保方策	特定教育・保育施設	535		1,319	770	221
		特定地域型保育事業				16	3
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			32	11	3
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	195				
		計	890		1,351	797	227
	差（確保方策 － 量の見込み）		492		374	159	98
令和６年度	推計児童数		1,355			841	393
	量の見込み〔必要利用定員総数〕		225	153	928	619	126
	保育利用率				68.5%	73.6%	32.1%
	確保方策	特定教育・保育施設	535		1,319	770	221
		特定地域型保育事業				16	3
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			32	11	3
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	195				
		計	890		1,351	797	227
	差（確保方策 － 量の見込み）		512		423	178	101

５．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（１）利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業（対象業務を保育に関する業務などに限定して実施することも含まれます。）

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、利用実績を踏まえ、令和元年度現在の実績（１箇所）を量の見込みとしています。

○幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中、利用者ニーズに応じた多様な事業を提供する上で、よりわかりやすい情報提供が必要となります。このため、地域の保育資源（幼稚園、保育所、認定こども園、一時預かりなど）の情報を収集し、利用希望者の相談に応じて、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。

○なお、本事業については、保育・子育て支援の担当課であるこども課において実施することとしますが、利用者にとってより身近な地域子育て支援拠点等においても同様の情報提供、相談支援等が行えるよう検討を進めます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	基本型・特定型※1	1	1	1	1	1
	母子保健型※2	0	0	0	0	0
	合計（A）	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型※1	1	1	1	1	1
	母子保健型※2	0	0	0	0	0
	合計（B）	1	1	1	1	1

※１　基本型・特定型：職員配置－専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置

※２　母子保健型：職員配置－母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置

（２）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、市の実情を加味して終了時間を18時30分とし、国が示した方法に従って算出しました。

○現状の供給体制（宝田こどもセンター・橘こどもセンター・羽ノ浦さくら保育所・阿南保育園・お山保育園・阿南ひまわり保育園・あけぼの保育園・あざみ保育園・那賀川ひまわり保育園・Sunny Side保育園）で、ニーズ量は充足できるものと思われます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		218	211	201	193	186
確保方策		228	228	228	228	228
	実施箇所数	10	10	10	10	10
差（確保方策－量の見込み）		10	17	27	35	42

（３）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などの公共施設及び民間施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童クラブ）

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内22の小学校区を区域とします。

○量の見込みについては、国が示した方法に従って算出したニーズ量を基本に、低学年については、１年生：２年生：３年生を４：３：３の割合で、高学年については、４年生：５年生：６年生を５：３：２の割合で案分して算出しました。

○教育・保育提供区域別の量の見込みは、市全域の見込み量を教育・保育提供区域別の６－８歳児童数構成比、９－11歳児童数構成比でそれぞれ案分して算出しました。

○現状の供給体制でニーズ量はおおむね充足していますが、小学校区別にみると、確保方策は量の見込みとほぼ同数となっているため、年度ごとの利用状況をみながら、クラブによっては定員の拡大や新たな施設・支援員等の確保を行う必要があります。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	234	229	225	220	217
	２年生	234	229	225	220	217
	３年生	234	229	225	220	217
	低学年計	702	687	675	660	651
	４年生	180	175	172	163	159
	５年生	108	105	103	98	95
	６年生	72	70	69	65	64
	高学年計	360	350	344	326	318
	合計	1,062	1,037	1,019	986	969
確保方策		1,105	1,085	1,070	1,035	1,035
	実施箇所数	30	30	31	31	31
差（確保方策－量の見込み）		43	48	51	49	66

（注）小学校区別の量の見込みの合計

〔提供区域別の量の見込みと確保方策〕

（単位：人、箇所）

中野島小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	14	14	14	13	13
	２年生	14	14	14	13	13
	３年生	14	14	14	13	13
	低学年計	42	42	42	39	39
	４年生	11	11	10	10	10
	５年生	6	6	6	6	6
	６年生	4	4	4	4	4
	高学年計	21	21	20	20	20
	合計	63	63	62	59	59
確保方策		65	65	65	65	65
	実施箇所数	2	2	2	2	2
差（確保方策－量の見込み）		2	2	3	6	6

横見小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	6	6	6	6	5
	２年生	6	6	6	6	5
	３年生	6	6	6	6	5
	低学年計	18	18	18	18	15
	４年生	5	4	4	4	4
	５年生	3	3	3	2	2
	６年生	2	2	2	2	2
	高学年計	10	9	9	8	8
	合計	28	27	27	26	23
確保方策		30	30	30	30	30
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		2	3	3	4	7

富岡小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	33	32	32	31	31
	２年生	33	32	32	31	31
	３年生	33	32	32	31	31
	低学年計	99	96	96	93	93
	４年生	25	25	25	23	22
	５年生	15	15	15	14	13
	６年生	11	10	10	9	9
	高学年計	51	50	50	46	44
	合計	150	146	146	139	137
確保方策		150	150	150	140	140
	実施箇所数	4	4	4	4	4
差（確保方策－量の見込み）		0	4	4	1	3

（単位：人、箇所）

宝田小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	9	9	8	8	8
	２年生	9	9	8	8	8
	３年生	9	9	8	8	8
	低学年計	27	27	24	24	24
	４年生	7	7	6	6	6
	５年生	4	4	4	4	4
	６年生	3	3	3	2	2
	高学年計	14	14	13	12	12
	合計	41	41	37	36	36
確保方策		45	45	40	40	40
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		4	4	3	4	4

大野小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	6	6	6	6	6
	２年生	6	6	6	6	6
	３年生	6	6	6	6	6
	低学年計	18	18	18	18	18
	４年生	5	5	5	5	4
	５年生	3	3	3	3	3
	６年生	2	2	2	2	2
	高学年計	10	10	10	10	9
	合計	28	28	28	28	27
確保方策		30	30	30	30	30
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		2	2	2	2	3

長生小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	8	8	8	7	7
	２年生	8	8	8	7	7
	３年生	8	8	8	7	7
	低学年計	24	24	24	21	21
	４年生	6	6	6	5	5
	５年生	4	4	3	3	3
	６年生	2	2	2	2	2
	高学年計	12	12	11	10	10
	合計	36	36	35	31	31
確保方策		40	40	40	35	35
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		4	4	4	4	4

見能林小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	27	26	26	25	25
	２年生	27	26	26	25	25
	３年生	27	26	26	25	25
	低学年計	81	78	78	75	75
	４年生	21	20	20	19	18
	５年生	13	12	12	11	11
	６年生	8	8	8	7	7
	高学年計	42	40	40	37	36
	合計	123	118	118	112	111
確保方策		125	120	120	115	115
	実施箇所数	2	2	3	3	3
差（確保方策－量の見込み）		2	2	2	3	4

（単位：人、箇所）

津乃峰小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	8	7	7	7	7
	２年生	8	7	7	7	7
	３年生	8	7	7	7	7
	低学年計	24	21	21	21	21
	４年生	6	6	6	5	5
	５年生	3	3	3	3	3
	６年生	2	2	2	2	2
	高学年計	11	11	11	10	10
	合計	35	32	32	31	31
確保方策		40	35	35	35	35
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		5	3	3	4	4

桑野小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	10	10	9	9	9
	２年生	10	10	9	9	9
	３年生	10	10	9	9	9
	低学年計	30	30	27	27	27
	４年生	8	7	7	7	7
	５年生	5	4	4	4	4
	６年生	3	3	3	3	3
	高学年計	16	14	14	14	14
	合計	46	44	41	41	41
確保方策		50	45	45	45	45
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		4	1	4	4	4

山口小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	3	3	3	3	2
	２年生	3	3	3	3	2
	３年生	3	3	3	3	2
	低学年計	9	9	9	9	6
	４年生	2	2	2	2	2
	５年生	1	1	1	1	1
	６年生	1	1	1	1	1
	高学年計	4	4	4	4	4
	合計	13	13	13	13	10
確保方策		15	15	15	15	15
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		2	2	2	2	5

吉井小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	4	4	4	4	4
	２年生	4	4	4	4	4
	３年生	4	4	4	4	4
	低学年計	12	12	12	12	12
	４年生	3	3	3	3	3
	５年生	2	2	2	2	2
	６年生	1	1	1	1	1
	高学年計	6	6	6	6	6
	合計	18	18	18	18	18
確保方策		20	20	20	20	20
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		2	2	2	2	2

（単位：人、箇所）

橘小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	4	4	4	4	4
	２年生	4	4	4	4	4
	３年生	4	4	4	4	4
	低学年計	12	12	12	12	12
	４年生	3	3	3	3	3
	５年生	2	2	2	2	2
	６年生	1	1	1	1	1
	高学年計	6	6	6	6	6
	合計	18	18	18	18	18
確保方策		20	20	20	20	20
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		2	2	2	2	2

福井小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	5	5	4	4	4
	２年生	5	5	4	4	4
	３年生	5	5	4	4	4
	低学年計	15	15	12	12	12
	４年生	4	3	3	3	3
	５年生	2	2	2	2	2
	６年生	1	1	1	1	1
	高学年計	7	6	6	6	6
	合計	22	21	18	18	18
確保方策		25	25	20	20	20
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		3	5	2	2	2

椿小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	1	1	1	1	1
	２年生	1	1	1	1	1
	３年生	1	1	1	1	1
	低学年計	3	3	3	3	3
	４年生	1	1	1	1	1
	５年生	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0
	高学年計	1	1	1	1	1
	合計	4	4	4	4	4
確保方策		0	0	0	0	0
	実施箇所数	0	0	0	0	0
差（確保方策－量の見込み）		▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

伊島小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	0	0	0	0	0
	２年生	0	0	0	0	0
	３年生	0	0	0	0	0
	低学年計	0	0	0	0	0
	４年生	0	0	0	0	0
	５年生	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0
	高学年計	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0
	実施箇所数	0	0	0	0	0
差（確保方策－量の見込み）		0	0	0	0	0

（単位：人、箇所）

椿泊小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	0	0	0	0	0
	２年生	0	0	0	0	0
	３年生	0	0	0	0	0
	低学年計	0	0	0	0	0
	４年生	0	0	0	0	0
	５年生	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0
	高学年計	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0
	実施箇所数	0	0	0	0	0
差（確保方策－量の見込み）		0	0	0	0	0

新野小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	6	5	5	5	5
	２年生	6	5	5	5	5
	３年生	6	5	5	5	5
	低学年計	18	15	15	15	15
	４年生	4	4	4	4	4
	５年生	3	3	3	2	2
	６年生	2	2	2	2	2
	高学年計	9	9	9	8	8
	合計	27	24	24	23	23
確保方策		30	25	25	25	25
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		3	1	1	2	2

新野東小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	2	2	2	2	2
	２年生	2	2	2	2	2
	３年生	2	2	2	2	2
	低学年計	6	6	6	6	6
	４年生	1	1	1	1	1
	５年生	1	1	1	1	1
	６年生	1	1	1	1	1
	高学年計	3	3	3	3	3
	合計	9	9	9	9	9
確保方策		10	10	10	10	10
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		1	1	1	1	1

今津小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	10	10	10	10	10
	２年生	10	10	10	10	10
	３年生	10	10	10	10	10
	低学年計	30	30	30	30	30
	４年生	8	8	8	7	7
	５年生	5	5	5	4	4
	６年生	3	3	3	3	3
	高学年計	16	16	16	14	14
	合計	46	46	46	44	44
確保方策		50	50	50	45	45
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		4	4	4	1	1

（単位：人、箇所）

平島小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	21	21	21	20	20
	２年生	21	21	21	20	20
	３年生	21	21	21	20	20
	低学年計	63	63	63	60	60
	４年生	16	16	16	15	15
	５年生	10	9	9	9	9
	６年生	7	6	6	6	5
	高学年計	33	31	31	30	29
	合計	96	94	94	90	89
確保方策		100	100	100	95	95
	実施箇所数	3	3	3	3	3
差（確保方策－量の見込み）		4	6	6	5	6

羽ノ浦小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	44	43	42	42	42
	２年生	44	43	42	42	42
	３年生	44	43	42	42	42
	低学年計	132	129	126	126	126
	４年生	34	33	32	31	30
	５年生	20	20	19	19	18
	６年生	14	14	13	12	12
	高学年計	68	67	64	62	60
	合計	200	196	190	188	186
確保方策		200	200	195	190	190
	実施箇所数	5	5	5	5	5
差（確保方策－量の見込み）		0	4	5	2	4

岩脇小学校区		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	13	13	13	13	12
	２年生	13	13	13	13	12
	３年生	13	13	13	13	12
	低学年計	39	39	39	39	36
	４年生	10	10	10	9	9
	５年生	6	6	6	6	5
	６年生	4	4	4	4	4
	高学年計	20	20	20	19	18
	合計	59	59	59	58	54
確保方策		60	60	60	60	60
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		1	1	1	2	6

（４）子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、国が示した方法では、ここ４年間の年間延べ利用者数を下回るニーズ量が算出されたため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○この事業は、たちばな学苑、宝田寮、徳島赤十字乳児院に委託して実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと思われます。引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		78	76	74	73	71
確保方策		80	80	80	80	80
	実施箇所数	3	3	3	3	3
差（確保方策－量の見込み）		2	4	6	7	9

（５）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○地域子育て支援拠点事業については、認定こども園（宝田・橘・新野・今津・平島・岩脇・はのうら幼稚園）に併設する形で７箇所、私立保育園（阿南保育園）に併設した１箇所、単独設置（おひさまひろば）の１箇所の合計９箇所で実施しており、さらに令和３年度から１箇所増設する予定であることから、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		2, 806	2, 665	2, 637	2, 560	2, 486
確保方策		2, 806	2, 665	2, 637	2, 560	2, 486
	実施箇所数	9	10	10	10	10
差（確保方策－量の見込み）		0	0	0	0	0

（６）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、国が示した方法で算出したニーズ量は、保育所や認定こども園等を定期的に利用する児童も対象となっています。算出された数値は、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、過大なニーズ量が推計されていると想定されるため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○幼稚園が行う一時預かり事業は、保護者の就労等により教育課程の前後に預かり保育を実施するものです。現在、公立幼稚園（横見・加茂谷・大野・見能林）４園、私立幼稚園（神崎幼稚園・聖母幼稚園・はのうら幼稚園）３園で実施しており、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１号認定による利用	134	132	121	115	110
	２号認定による利用	32,056	31,667	29,038	27,772	26,389
	合計	32,189	31,798	29,158	27,887	26,499
確保方策		87,000	63,000	63,000	63,000	63,000
	実施箇所数	7	6	6	6	6
差（確保方策－量の見込み）		54,811	31,202	33,842	35,113	36,501

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○令和３年度まで見込みを上回る利用が予想されますが、児童数の減少に伴い、令和４年度以降は、現状の供給体制（保育所（阿南保育園・阿南ひまわり保育園・那賀川ひまわり保育園）の一時預かり、ファミリー・サポート・センター（未就学児対象のみ）、トワイライトステイ（たちばな学苑・宝田寮））でニーズ量に充足できるようになるものと思われます。

○今後の利用状況などをみながら、一時預かり事業等を新たに実施する施設について検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		4,786	4,641	4,413	4,252	4,083
確保方策	一時預かり	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
	実施箇所数	3	3	3	3	3
	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ※	400	400	400	400	400
	実施箇所数	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	40	40	40	40	40
	実施箇所数	2	2	2	2	2
	合計	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540
差（確保方策－量の見込み）		▲246	▲101	127	288	457

※ 病児・緊急対応強化事業及び就学時対象を除く。

（７）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病気中や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、国が示した方法では、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、過大なニーズ量が推計されていると想定されるため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在は岩城クリニックで実施しており、確保方策については、施設の利用定員及び開設日数で見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		339	331	322	314	307
確保方策	病児・病後児保育	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
	実施箇所数	1	1	1	1	1
	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ※	0	0	0	0	0
	実施箇所数	1	1	1	1	1
	合計	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
差（確保方策－量の見込み）		1,401	1,409	1,418	1,426	1,433

※ ファミリー・サポート・センター［病児・緊急対応強化事業］

（８）子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、国が示した方法では、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、過大なニーズ量が推計されていると想定されるため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○市が委託するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人日（年間延べ利用日数）、箇所）

市全域		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		54	52	52	52	51
確保方策		60	60	60	60	60
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差（確保方策－量の見込み）		6	8	8	8	9

（９）妊婦に対して健康診査を実施する事業

母体や胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して健康診査を実施する事業で、基本的な項目として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施。また、妊婦の経済的負担の軽減を図り、定期的な受診を促すため、健診費用の助成を行っている。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、近年の妊娠の届出件数、妊婦健康診査費助成件数の実績、推計児童数等を勘案して算出しました。

○引き続き定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより全数の保健指導を目指すとともに、供給体制の確保に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人）

市全域	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	722 （健診回数14回）	701 （健診回数14回）	684 （健診回数14回）	664 （健診回数14回）	645 （健診回数14回）
確保方策	実施場所：各医療機関 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：おおむね妊娠８週から39週頃				

（10）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、近年の出生数の実績や推計児童数等を勘案して算出しました。

○引き続き供給体制の確保に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人）

市全域	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	443	430	410	405	393
確保方策	実施機関：保健センター				

（11）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、過去の実績や推計児童数等を勘案して算出しました。

○引き続き供給体制の確保に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人）

市全域	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	334	334	334	334	334
確保方策	実施機関：保健センター・こども相談室				

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、保護者の世帯状況等を勘案して費用の一部を補助する事業

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○基本指針による参酌標準はありませんが、新規事業であるため、利用者支援事業の実施や施設等利用給付認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握するように努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

○令和元年10月から保護者の世帯状況等を勘案して、施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食費に要する費用を助成します。

○引き続き供給体制の確保に努めるとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

６．教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、公立幼稚園・保育所の認定こども園への移行を進めており、令和元年現在６園の認定こども園が開設されています。幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを生かし、認定こども園ならではの質の高い教育・保育の提供に引き続き努めていきます。また、民間法人による認定こども園への移行や新設を促進するなど、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

これとともに、認定こども園、単独設置の幼稚園・保育所も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討、合同研修の実施など、より多面的な連携に努めていきます。

■ 認定こども園化年次計画（案）

【統合時期】

● **令和2年度**　・・・・・宝田保育所・宝田幼稚園　⇒　（仮称）宝田こどもセンター

● **令和3年度**　・・・・・見能方保育所・見能林幼稚園　⇒　（仮称）見能林こどもセンター

● **令和4年度以降**　・・・順次統合し、認定こども園化を実施予定

Ａ：富岡保育所・富岡幼稚園　　Ｂ：横見保育所・横見幼稚園

Ｃ：大野保育所・大野幼稚園・加茂谷幼稚園　　Ｄ：長生保育所・本庄保育所

Ｅ：羽ノ浦さくら保育所・羽ノ浦くるみ保育所　　Ｆ：明星保育所・中野島保育所

● **統合については未定・・・今後の状況を見極め慎重に判断**

寿保育所、津乃峰保育所、桑野保育所、山口保育所、福井保育所、椿保育所、伊島保育所

（注）羽ノ浦地区・那賀川地区及び人口密集地の保育所については、民間活力の導入を視野に入れ実施

７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組が行われるものです。

また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、以前からある「子どものための教育・保育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、徳島県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組が重要となっています。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、保護者への償還払いによる方法と各利用施設において取りまとめを依頼する方法により、年４回以上の支払いとなるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、徳島県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、徳島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

■ 子育てのための施設等利用給付制度について

【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

○３歳から５歳までの子どもと０歳から２歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により市が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

【対象施設・事業】

○子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園

○特別支援学校の幼稚部

○幼稚園の預かり保育

○認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

第６章　計画の推進に向けて

１．計画の推進体制

（１）推進体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども・子育て支援施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

（２）市民や関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業など様々な観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、市民、教育・保育施設などの関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織される「阿南市子ども・子育て会議」を設置しており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見をうかがい、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。

このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

（３）国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や徳島県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心して子どもを生み育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるよう、国や徳島県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

２．計画の進行管理

（１）計画の進行管理

本計画に基づく各施策の取組状況については年度ごとに点検・評価を行うとともに、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うことで、計画を総合的かつ円滑に推進していきます。

なお、取組状況については「阿南市子ども・子育て会議」へ報告し、内容の確認と今後の子ども・子育て支援施策の方向性についての意見聴取を行います。また、広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や取組状況などの情報を公開し、広く市民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。

（２）社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

参 考 資 料

１．策定体制

阿南市子ども・子育て会議条例

平成25年９月26日
阿南市条例第23号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、阿南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第77条第１項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

⑴ 法第６条第２項に規定する保護者

⑵ 事業主を代表する者

⑶ 労働者を代表する者

⑷ 法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑸ 法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第６条　市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に専門委員若干人を置くことができる。

２　専門委員は、市長が任命する。

３　専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会議）

第７条　子ども・子育て会議は、会長がこれを招集する。

２　子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある専門委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員等の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、会議に委員等以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部福祉事務所こども課において処理する。

（会議の運営）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮ってこれを定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

【阿南市子ども・子育て会議　委員】

条例第3条 第2項	区　分	任　期
1号委員	市立保育所保護者代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	市立幼稚園保護者代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	私立幼稚園保護者代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	放課後児童クラブ保護者代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
2号委員	事業主を代表する者	平成31年2月9日～令和3年2月8日
3号委員	労働者を代表する者	平成31年2月9日～令和3年2月8日
4号委員	市立保育所長代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	市立保育所現業部会代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	私立保育園長代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	市立幼稚園長代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	私立幼稚園長代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	放課後児童クラブ指導員代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
5号委員	阿南市議会文教厚生委員長	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	主任児童委員代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	児童クラブ連絡協議会代表	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	公募委員	平成31年2月9日～令和3年2月8日
〃	公募委員	平成31年2月9日～令和3年2月8日

2．計画策定の経緯

時　期	策　定　経　過
平成30年 11月27日	第７回阿南市子ども・子育て会議 （１）会長の選任について （２）第２期阿南子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査について （３）特定教育・保育施設の利用定員の設定について （４）小規模保育事業の認可及び利用定員の設定について （５）その他
平成31年１月	子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査実施
令和元年６月	子ども・子育て支援に関する関係事業所・団体調査
５月17日	第８回阿南市子ども・子育て会議 （１）会長の選任について （２）第２期阿南子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査の集計及び分析結果について （３）その他
10月１日	第９回阿南市子ども・子育て会議 （１）第２期阿南市子ども・子育て支援事業計画の構成案について （２）認定こども園化年次計画（案）について （３）その他
12月３日	第10回阿南市子ども・子育て会議 （１）第２期阿南市子ども・子育て支援事業計画【素案】について （２）特定教育・保育施設の利用定員の設定について （３）その他
令和２年 ２月３日 ～２月17日	事業計画（案）のパブリックコメント実施
３月２日	第11回阿南市子ども・子育て会議 （１）会長の選任について （２）パブリックコメントの結果について（報告） （３）第２期阿南市子ども・子育て支援事業計画【最終案】について （４）小規模保育事業所の認可について （５）その他

第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画

［発行］令和2年3月

［編集］阿南市　保健福祉部　こども課
〒774-8501　阿南市富岡町トノ町12番地3
電話 (0884)22-1593　FAX (0884)23-4200
阿南市ホームページ
http://www.city.anan.tokushima.jp